

南越前町地域防災計画

〈事故災害対策編〉

南越前町防災会議

平成 19 年 3 月作成

平成 25 年 5 月修正

平成 26 年 9 月修正

平成 31 年 2 月修正

事故災害対策編 目 次

第1部	総 則	1
第1章	計画の方針	1
第1節	計画の目的	1
第2節	計画の性格	2
第3節	計画の構成	3
第4節	計画の周知徹底	3
第5節	計画の修正	3
第2章	想定する事故災害	4
第3章	防災関係機関の処理すべき事務又は業務	5
第4章	事故対策本部の組織等	6
第1節	初動対策班	6
第2節	事故対策本部の設置及び廃止	7
第3節	事故対策本部の組織体制	7
第4節	事故対策本部の事務分掌	8
第5節	動員計画	9
第2部	航空災害対策	11
第1章	想定する航空災害	11
第2章	防災関係機関の処理すべき事務又は業務	12
第3章	災害予防計画	15
第1節	情報の収集・連絡体制の整備	15
第2節	初動体制の整備	15
第3節	防災知識の普及	15
第4節	防災訓練への参加	15
第4章	災害応急対策計画	16
第1節	情報の収集・連絡、避難誘導等	16
第2節	活動体制等の確立	18
第3節	救援活動	18
第4節	広報活動	22
第5章	災害復旧計画	24
第3部	鉄道災害対策	25
第1章	想定する鉄道災害	25
第2章	防災関係機関の処理すべき事務又は業務	26
第3章	災害予防計画	29
第1節	鉄軌道交通の安全のための情報の充実	29

第2節	安全対策の推進	29
第3節	情報の収集・連絡体制の整備	29
第4節	初動体制の整備	29
第5節	防災訓練の実施	29
第4章	災害応急対策計画	30
第1節	情報の収集・連絡、避難誘導等	30
第2節	活動体制等の確立	32
第3節	救援活動	32
第4節	広報活動	36
第4部	道路災害対策	37
第1章	想定する道路災害	37
第2章	防災関係機関の処理すべき事務又は業務	38
第3章	災害予防計画	41
第1節	道路施設等の安全確保	41
第2節	情報の収集・連絡体制の整備	41
第3節	初動体制の整備	41
第4節	防災訓練の実施	41
第4章	災害応急対策計画	42
第1節	情報の収集・連絡、避難誘導等	42
第2節	活動体制等の確立	45
第3節	救援活動	45
第4節	広報活動	49
第5部	危険物等災害対策	51
第1章	想定する危険物等災害	51
第2章	防災関係機関の処理すべき事務又は業務	52
第3章	災害予防計画	55
第1節	危険物保安予防対策の推進	55
第2節	高圧ガス保安対策の推進	55
第3節	火薬類保安対策の推進	55
第4節	毒物及び劇物保安対策の推進	55
第5節	危険物等の輸送保安対策の推進	55
第6節	迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	56
第4章	災害応急対策計画	57
第1節	情報の収集・連絡、避難誘導等	57
第2節	活動体制等の確立	62
第3節	救援活動	62
第4節	広報活動	66

第6部 大規模な火事災害対策.....	67
第1章 想定する大規模な火事災害	67
第2章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務	68
第3章 災害予防計画.....	71
第1節 火災につよいまちづくりの推進	71
第2節 防災空間の整備.....	71
第3節 出火予防対策の推進.....	72
第4節 延焼予防対策の推進.....	72
第5節 情報の収集・連絡体制の整備	73
第4章 災害応急対策計画.....	74
第1節 情報の収集・連絡、避難誘導等	74
第2節 活動体制等の確立.....	76
第3節 救援活動.....	76
第4節 広報活動.....	80
第7部 林野火災対策.....	81
第1章 想定する林野火災.....	81
第2章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務	82
第3章 災害予防計画.....	85
第1節 防火意識の普及啓発.....	85
第2節 監視体制の強化.....	85
第3節 予防施設及び林野火災対策用資機材の整備	86
第4節 消防体制の整備.....	86
第5節 情報の収集・連絡体制の強化	86
第6節 林野火災を想定した総合的な防災訓練の実施等	86
第4章 災害応急対策計画.....	87
第1節 情報の収集・連絡、避難誘導等	87
第2節 活動体制等の確立.....	89
第3節 救援活動.....	89
第4節 広報活動.....	92
第8部 海上災害対策.....	95
第1章 想定する海上災害.....	95
第2章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務	96
第3章 災害予防計画.....	99
第1節 情報の収集・連絡体制の強化	99
第2節 初動体制の整備.....	99
第4章 災害応急対策計画.....	100
第1節 情報の収集・連絡、避難誘導等	100

第2節	活動体制の確立.....	102
第3節	救援活動.....	102
第4節	広報活動.....	107

第 1 部 総 則

第1章 計画の方針

第1節 計画の目的

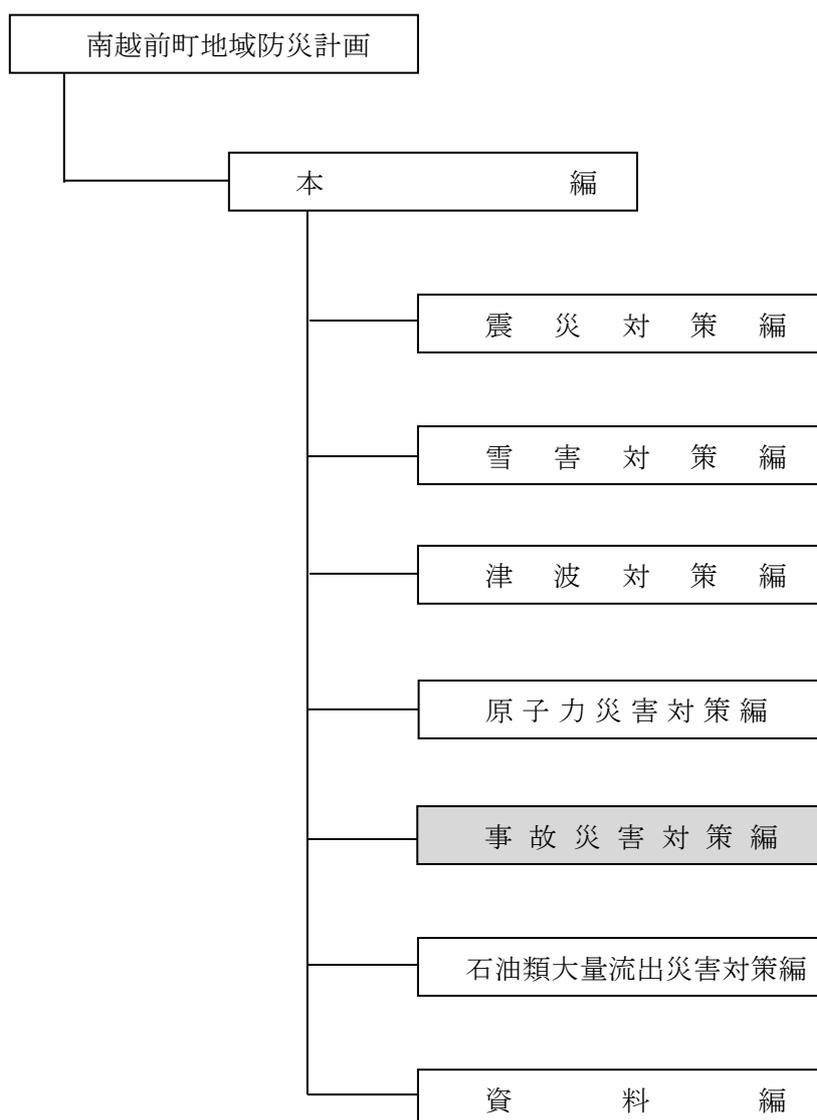
この計画は、次の事故災害の発生を予防し、また事故災害の拡大を防止するため、本町及び防災関係機関、関係団体が迅速かつ的確に対応できるよう、国の防災基本計画及び「福井県地域防災計画（事故災害対策編）」等を踏まえて必要な措置を定めるものである。

- (1) 航空災害
- (2) 鉄道災害
- (3) 道路災害
- (4) 危険物等災害
- (5) 大規模な火事災害
- (6) 林野火災
- (7) 海上災害

第2節 計画の性格

南越前町地域防災計画は「本編」及び「震災対策編」、「雪害対策編」、「津波対策編」、「原子力防災編」、「事故災害対策編」、「石油類大量流出災害対策編」からなり、「資料編」を加えた8編で構成する。

また、本編及びその他の防災計画は「総則」、「災害予防」、「応急対策」、「災害復旧」で構成する。



第3節 計画の構成

この計画は次の8部で構成する。

- 第1部 総則
- 第2部 航空災害対策
- 第3部 鉄道災害対策
- 第4部 道路災害対策
- 第5部 危険物等災害対策
- 第6部 大規模な火事災害対策
- 第7部 林野火災対策
- 第8部 海上災害対策

第4節 計画の周知徹底

この計画を円滑かつ的確に運用するため、町及び防災関係機関は平素から訓練等により計画の習熟に努めるとともに、この計画の内容について住民及び関係団体の十分な理解と協力が得られるよう広く普及を図る。

第5節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条第1項の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認められるときは修正を行う。

防災関係機関は、修正を必要とする場合は修正事項を南越前町防災会議に提出するものとする。

第2章 想定する事故災害

この計画では単独災害を想定し、複合災害及び二次災害については「南越前町地域防災計画(本編)」、「南越前町地域防災計画(震災対策編)」等により対応する。

被害の規模については、防災基本計画に準じて「多数の死傷者等の発生、又は発生するおそれがある」事故災害を想定する。

対応の規模については、町、南越消防組合、越前警察署等だけでは対応が困難で、県内外の防災関係機関からの応援が必要な規模の事故災害を想定する。

第3章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務

事故災害に関し、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関の処理すべき事務又は業務は、「南越前町地域防災計画(本編)」に定める「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を基本とし、事故災害の種類ごとにそれぞれの部の第2章において定める。

第4章 事故対策本部の組織等

迅速・的確に事故災害に対応するため、事故対策本部を設置する。なお、事故対策本部の組織及び設置等については以下による。

第1節 初動対策班

第1 設置

本町及び隣接市町において大規模な事故災害が発生した場合、又はそのおそれがある場合、その後の活動を滞りなく実施するため直ちに初動対策班を設置し、初期の応急対策を実施する活動体制をとる。

第2 初期の防災活動の実施

初動対策班の実施する応急対策は次の各号に掲げるとおりとする。

- ア 事故情報の収集及び伝達に関すること
- イ 医療・救助に関すること
- ウ 避難に関すること
- エ その他必要と認めること

また、被害状況に応じて事故対策本部の設置が必要と町長が判断した場合は、速やかに事故対策本部を設置する。

第3 組織体制

初動対策班長	(総務課長)	
班 員	(総務課職員)	(事務所生活福祉グループ員)

第4 初動対策班の解除

事故対策本部を設置した場合、必要な事務引継ぎを行った後、初動対策班を解除する。

第2節 事故対策本部の設置及び廃止

第1 設置

事故災害による相当な被害が予想される場合、町長は事故対策本部を設置する。

ただし、災害救助法の適用を必要とする程度の被害が生じたときは、直ちに災害対策本部に切り替え、必要な対策を実施する。

町長が出張又は病気などにより本部長の業務を遂行できない場合、副町長が代行する。

第2 開設場所

事故対策本部は、南越前町役場別館2階会議室におく。また、本部長が必要と認めた場合、現地に現地対策本部を設置する。

第3 廃止

- (1) 町域内において災害のおそれなくなったとき
- (2) 災害対策本部が設置されたとき
- (3) 災害応急対策が概ね完了したとき
- (4) その他本部長が必要なしと認めたとき

第4 県への報告

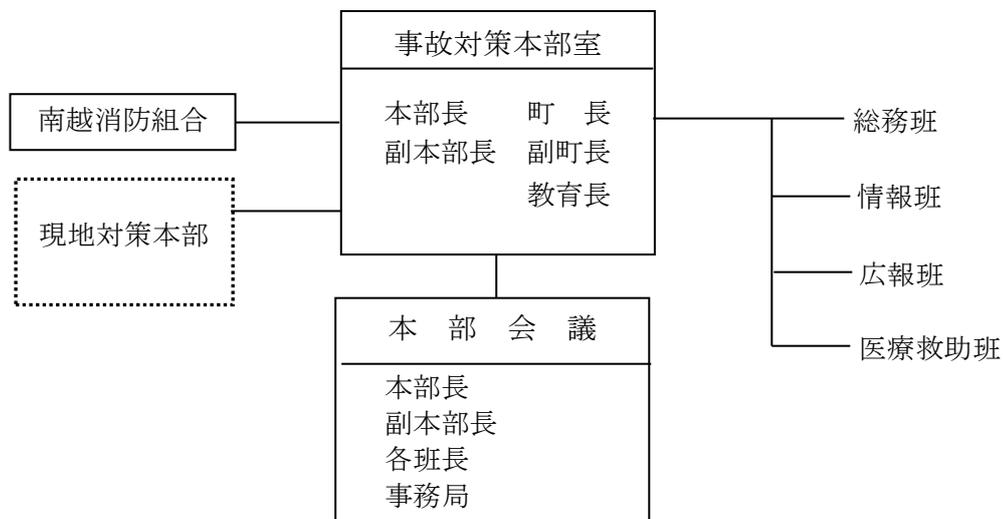
事故対策本部を設置又は廃止した場合は、県に報告を行う。

第3節 事故対策本部の組織体制

事故対策本部の組織は次図によるものとする。

本部の運営は、本部室が運営事務を行い、本部長及び副本部長、本部員、事務局で構成される本部会議が事故対策の方針決定を行う。

■事故対策本部の組織体制



第4節 事故対策本部の事務分掌

事故対策本部の組織は各班の編成と事務分掌は次表による。

班名	担当課	事務分掌
総務班 班長 総務課長	総務課（全員） 防災安全室 議会事務局 会計室	1 事故対策本部の設置及び閉鎖に関する事 2 本部会議に関する事 3 本部長の指揮、命令伝達に関する事 4 応援要請に関する事 5 消防団との調整及び指示に関する事 6 自主防災組織との連絡及び調整に関する事 7 住民の避難に関する事
情報班 班長 町民税務課長	総務課 町民税務課	1 事故状況調査のとりまとめに関する事 2 情報の収集・整理に関する事
広報班 班長 観光まちづくり課長	観光まちづくり課	1 県及び関係機関との連絡に関する事 2 報道機関との連絡調整に関する事 3 広報活動に関する事
医療救助班 班長 保健福祉課長	保健福祉課 建設整備課 農林水産課 教育委員会	1 医療救急活動に関する事 2 救出救護に関する事 3 医師会等への応援要請に関する事 4 救護所の開設に関する事 5 負傷者名簿の作成に関する事 6 医薬品、衛生材料の調達等に関する事 7 被災者の応急診察に関する事 8 重傷患者の収容手配に関する事 9 救護所までの搬送に関する事 10 避難所の開設、炊出しに関する事
南越消防組合		1 災害の防御に関する事 2 救助・救急に関する事 3 傷病者等の輸送に関する事 4 避難誘導に関する事 5 消防業務に必要な情報の収集に関する事 6 町内の警戒、巡視に関する事

* 事務所については、あらかじめ指定した担当職員を各班に配備する。

* 参集職員数は各課・室3名以内とし、あらかじめ参集職員を定める。

第5節 動員計画

第1 初動対策班の動員

(1) 勤務時間内の動員

総務課長が庁内放送又は電話により行う。

(2) 勤務時間外の動員

ア 宿直が防災関係機関又は住民からの通報を受けた時は、直ちに総務課長に連絡する。

イ 総務課長は、町長、副町長、教育長に連絡し協議の上、初動対策班を非常召集する。

第2 事故対策本部の動員

(1) 勤務時間内の動員

総務課長が庁内放送又は電話により行う。

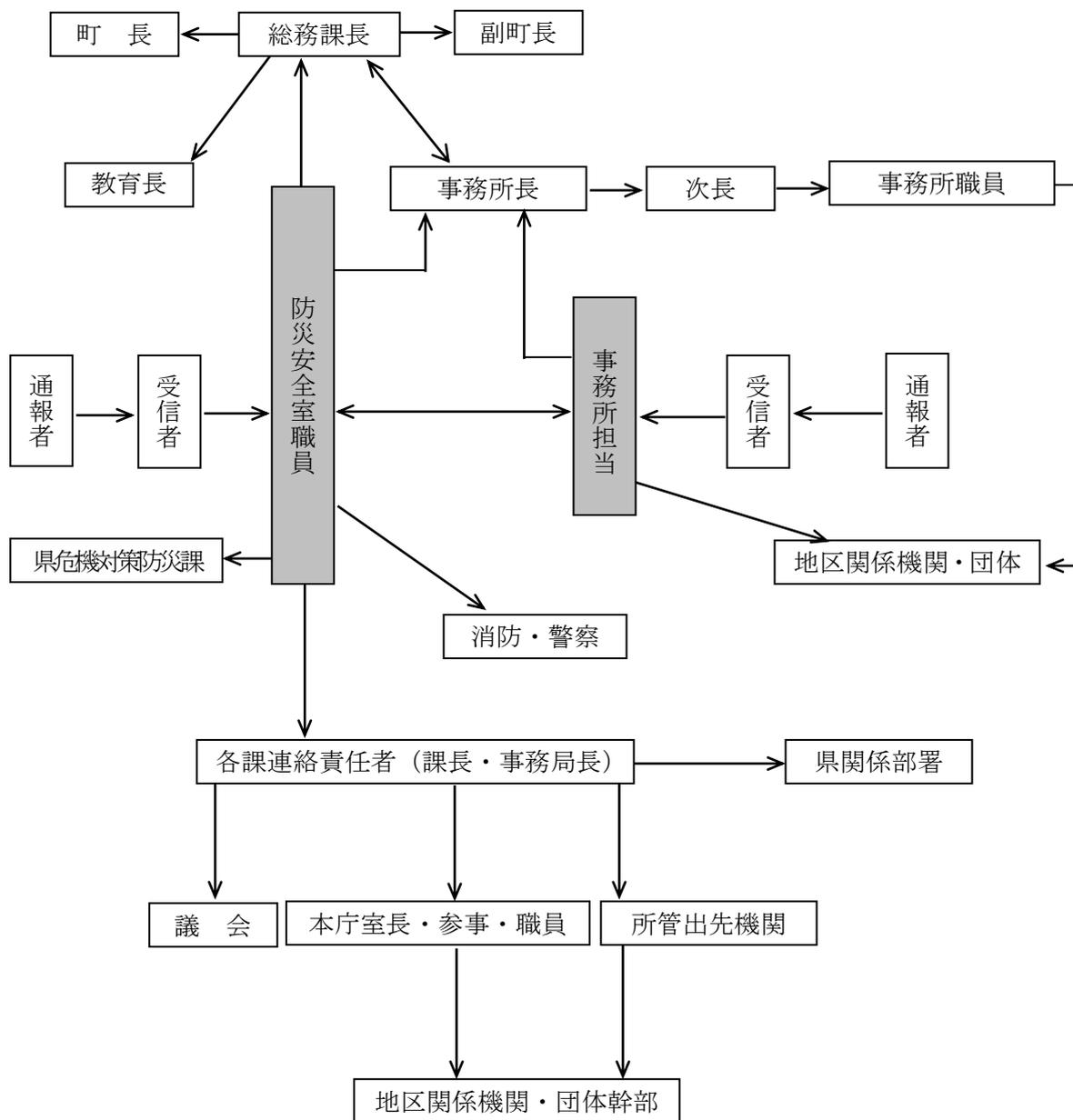
(2) 勤務時間外の動員

ア 宿直が防災関係機関又は住民からの通報を受けた時は、直ちに総務課長に連絡する。

イ 総務課長は、町長、副町長、教育長に連絡し協議の上、各班長に伝達する。

ウ 各班長は、班員を直ちに非常召集する。

■動員の連絡系統



第 2 部 航空災害対策

第1章 想定する航空災害

- (1) 災害事象
 - 航空機の墜落等
- (2) 災害の発生場所
 - 本町及び周辺地域
- (3) 航空機の種類
 - ア 航空運送事業者の運航する航空機
 - イ 個人又は企業等の保有する航空機
 - ウ 行政機関等の保有する航空機(ヘリコプター等)
- (4) 被災者等
 - ア 航空機の乗員及び乗客
 - イ 墜落地点周辺の住民等

第2章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務

第1 南越前町

- (1) 情報の収集・連絡体制の強化
- (2) 初動体制の充実
- (3) 航空災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- (4) 情報の収集・連絡、避難誘導等
- (5) 活動体制等の確立
- (6) 医療救護活動の実施及び調整
- (7) 広報活動の実施

第2 南越消防組合

- (1) 情報の収集・連絡体制の強化
- (2) 初動体制の充実
- (3) 県広域災害・救急医療情報システムの習熟
- (4) 航空災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- (5) 情報の収集・連絡、避難誘導等
- (6) 活動体制等の確立
- (7) 捜索活動の実施
- (8) 救助・救急活動の実施
- (9) 消火活動の実施
- (10) 広報活動の実施

第3 福井県

- (1) 情報の収集・連絡体制の強化
- (2) 初動体制の充実
- (3) 福井空港及び若狭ヘリポートにおける防災体制の充実
- (4) ヘリコプター受援体制の充実強化
- (5) 県広域災害・救急医療情報システムの習熟
- (6) 航空災害を想定した総合的な防災訓練の実施
- (7) 情報の収集・連絡
- (8) 活動体制等の確立
- (9) 緊急輸送活動の支援及び調整
- (10) 捜索活動に係る応援要請等
- (11) 救助・救急活動に係る応援要請等
- (12) 医療救護活動の実施、応援要請等
- (13) 消火活動の実施、応援要請等
- (14) 広報活動の実施

第4 越前警察署

- (1) 情報の収集・連絡体制の強化
- (2) 初動体制の充実
- (3) 航空災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- (4) 情報の収集・連絡、避難誘導等
- (5) 活動体制等の確立
- (6) 緊急輸送のための交通の確保
- (7) 捜索活動の実施
- (8) 救助活動の実施
- (9) 広報活動の実施

第5 大阪航空局(小松空港事務所)

- (1) 情報の収集・連絡体制の強化
- (2) 初動体制の充実
- (3) 航空災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- (4) 情報の収集・連絡
- (5) 活動体制等の確立
- (6) 広報活動の実施

第6 敦賀海上保安部

- (1) 情報の収集・連絡体制の強化
- (2) 初動体制の充実
- (3) 航空災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- (4) 情報の収集・連絡
- (5) 活動体制等の確立
- (6) 緊急輸送のための交通の確保
- (7) 捜索活動の実施及び支援
- (8) 救助・救急活動の実施及び支援
- (9) 広報活動の実施

第7 東京管区気象台(福井地方気象台)

- (1) 気象情報の充実

第8 自衛隊

- (1) 航空災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- (2) 部隊の災害派遣

第9 日本赤十字社(福井県支部)

- (1) 情報の収集・連絡体制の強化
- (2) 初動体制の充実
- (3) 県広域災害・救急医療情報システムの習熟

- (4) 航空災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- (5) 情報の収集・連絡
- (6) 活動体制等の確立
- (7) 救護班の派遣命令等
- (8) 広報活動の実施

第10 (社)福井県医師会

- (1) 情報の収集・連絡体制の強化
- (2) 初動体制の充実
- (3) 県広域災害・救急医療情報システムの習熟
- (4) 航空災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- (5) 情報の収集・連絡
- (6) 活動体制等の確立
- (7) 救護班の派遣要請等
- (8) 広報活動の実施

第3章 災害予防計画

第1節 情報の収集・連絡体制の整備

町は、航空機災害が発生した場合、被害の拡大を防止し、住民の安全を確保するために、緊急時の情報収集、関係防災機関との連絡体制を平常時から整備しておく。

また事故の情報が迅速に本町に伝達されるように、事故時の窓口を周知しておく。

第2節 初動体制の整備

町は、突発的な事故発生時に、初動体制が速やかに確立できるよう、職員の非常参集体制の整備を図る。また、非常参集体制を職員に周知するとともに、非常参集の訓練を実施する。

第3節 防災知識の普及

町は、町職員、住民を対象に事故発生時にとるべき行動や避難所等防災知識の普及を図る。

第4節 防災訓練への参加

町は、県及び防災関係機関が実施する総合的な防災訓練に積極的に参加する。

第4章 災害応急対策計画

第1節 情報の収集・連絡、避難誘導等

第1 事故原因者等

事故原因者又は事故発見者は、航空機事故が発生した場合、速やかに最寄りの消防機関、警察等防災関係機関にその旨を通報する。

第2 航空運送事業者

航空運送事業者は、自己の運航する航空機について緊急事態又は事故が発生した場合、速やかに県、南越消防組合消防本部、警察署、国土交通省（大阪航空局）等防災関係機関に連絡する。

第3 県

県は町、関係機関、関係事業者から情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に連絡する。

また必要に応じて衛星車載局、防災ヘリコプター等を出動させ、被害情報を収集する。その際には画像情報を積極的に活用する。

第4 町

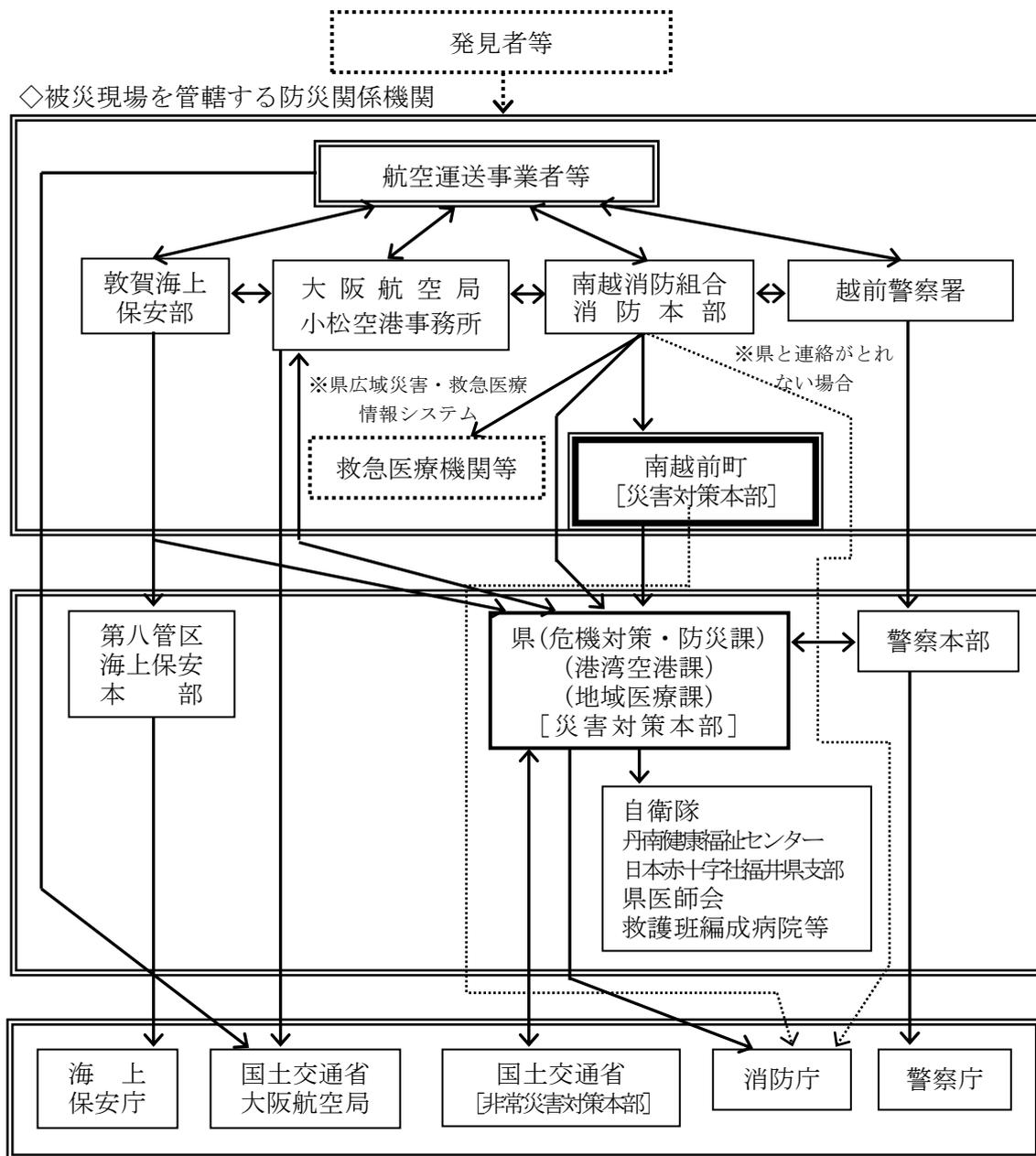
町は事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を関係機関等と連携して収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県及び越前警察署に報告する。

また必要に応じて乗客、付近住民等の避難誘導等を行い、被害の拡大を防止する。

第5 情報の収集・連絡系統

航空事故が発生した場合の情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。

■情報収集・連絡系統図（航空災害）



(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告すること。

第2節 活動体制等の確立

第1 活動体制の確立

町は、町内及びその周辺で航空機災害が発生した場合には、直ちに初動対策班が初動活動を行うとともに、状況に応じて事故対策本部等を設置し、県及び防災関係機関と連携して応急対策を推進するための体制を確立する。また、事故対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に速やかに報告する。

第2 防災関係機関相互の連絡調整体制の確立

町は、県をはじめ越前警察署、関係市町、南越消防組合消防本部、その他防災関係機関と情報の共有及び活動の調整を図るとともに、県が防災関係機関相互の連絡調整体制を確保するために「事故災害対策連絡調整会議」を設置した場合は必要に応じて会議に参加する。

第3節 救援活動

県、町、越前警察署、南越消防組合消防本部、その他防災関係機関は、航空災害発生による捜索、救助・救急、医療救護、消火等の救援活動を相互に連携して迅速かつ的確に実施する。

第1 緊急輸送活動

負傷者等の搬送、救護班の派遣、その他救援活動のための要員や物資・資機材の輸送等緊急輸送活動は、災害応急対策を実施する機関が各々行う。実施機関において対応できない場合は、町から県に対して自衛隊の災害派遣要請を行う。

第2 捜索活動

県、町、越前警察署、南越消防組合消防本部及び敦賀海上保安部は、航空機の墜落現場又は航空機の行方が不明になるなど、捜索活動を行う必要がある場合、東京救難調整本部等と情報交換を緊密にするとともに、相互に連携して迅速かつ的確に実施するものとする。

(1) 南越消防組合消防本部

南越消防組合消防本部は、消防団も動員した捜索活動を実施するとともに、必要に応じ「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他消防本部に応援を求めるほか、県に対し防災ヘリコプターの出動、広域航空消防応援等を要請するものとする。

(2) 越前警察署（警察本部、公安委員会）

越前警察署は、署部隊による捜索活動を実施するとともに、必要に応じ、警察本部に対して、ヘリコプター、警備艇(海上での捜索の場合)、その他本部部隊の出動を要請するものとし、警察本部は必要に応じて警察災害派遣隊の派遣等を要請するものとする。

また、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の通行を禁止・制限するものとする。

(3) 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、海上で捜索活動を行う必要がある場合、巡視船艇、航空機等を出動させ捜索活動を実施し、必要な場合は、防災関係機関の応援を求めるものとする。

県等からの要請に基づき、陸上での捜索活動が必要であると判断した場合は、南越消防組合消防本部及び警察本部の捜索活動を支援するものとする。

また、円滑かつ的確な捜索活動のため、必要に応じて、緊急輸送のための交通（海上）を確保するものとする。

(4) 県

県は、町又は南越消防組合消防本部から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合は、捜索活動に関し次の措置を講じるものとする。

ア 防災ヘリコプターの出動

イ 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請

ウ 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

エ 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

オ 消防組織法第43条に基づく市町長又は消防長に対する指示

第3 救助・救急活動

(1) 救助活動

県、町、越前警察署、南越消防組合消防本部及び敦賀海上保安部は、大規模な救助活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施するものとする。

ア 南越消防組合消防本部

南越消防組合消防本部は、消防団も動員した救助活動を実施するとともに、必要に応じ「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し防災ヘリコプターの出動、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請するものとする。

イ 越前警察署（警察本部、公安委員会）

警察本部は、署部隊による救助活動を実施するとともに、必要に応じ、警察本部に対して、ヘリコプター、警備艇（海上での救助の場合）、その他本部部隊の出動を要請するものとし、警察本部は必要に応じて警察災害派遣隊の派遣等を要請するものとする。

また、円滑かつ的確な救助活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通（陸上）を確保するものとする。

ウ 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、海上で救助活動を行う必要がある場合、巡視船艇、航空機等を出動させ救助活動を実施し、必要な場合は、防災関係機関の応援を求めるものとする。

県等からの要請に基づき、陸上での救助活動が必要であると判断した場合は、南越消防組合消防本部及び警察本部の救助活動を支援するものとする。

また、円滑かつ的確な救助活動のため、必要に応じて、緊急輸送のための交通（海上）を確保するものとする。

エ 県

県は、町又は南越消防組合消防本部から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合は、救助活動に関し次の措置を講じるものとする。

(ア) 防災ヘリコプターの出動

(イ) 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

(ウ) 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請

(エ) 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

(オ) 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

(カ) 消防組織法第43条に基づく市町長又は消防長に対する指示

(2) 救急活動

県、町、越前警察署、南越消防組合消防本部及び敦賀海上保安部は、大規模な救急活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施するものとする。

ア 南越消防組合消防本部

南越消防組合消防本部は、消防団も動員した救急活動を実施するとともに、必要に応じ「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し、救護班の派遣、防災ヘリコプターの出動、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請するものとする。

なお、搬送に当たっては、適切なトリアージ（傷病者の重症度による分類）を行うものとする。また、搬送先医療機関の選定に当たっては、県広域災害・救急医療情報システムを的確に活用するとともに、救急活動を実施する他の防災関係機関に対してその情報を提供するものとする。

イ 越前警察署（公安委員会）

公安委員会は、円滑かつ的確な救急活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通（陸上）を確保するものとする。

ウ 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、海上で救急活動を行う必要がある場合、巡視船艇、航空機等を出動させ救急活動を実施し、必要な場合は、防災関係機関の応援を求めるものとする。

また、円滑かつ的確な救急活動のため、必要に応じて、緊急輸送のための交通（海上）を確保するものとする。

エ 県

県は、町又は南越消防組合消防本部から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合は、救急活動に関し次の措置を講じるものとする。

(ア) 救護班の派遣命令・要請

(イ) 県広域災害・救急医療情報システムの的確な運用

(ウ) 防災ヘリコプターの出動

(エ) 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

(オ) 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請

(カ) 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

- (キ) 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請
- (ク) 消防組織法第43条に基づく市町長又は消防長に対する指示

第4 医療救護活動

県、町、越前警察署、南越消防組合消防本部及び敦賀海上保安部、日本赤十字社福井県支部及び(社)福井県医師会は、救護班の派遣等の医療救護活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施するものとする。

(1) 実施体制

ア 町

町は、南越消防組合消防本部から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合、負傷者の手当て、医師の確保、救護所の設置、医薬品等の手配等必要な措置を講ずるものとする。また、町の医療活動で対処できない場合は、県等に協力を要請するものとする。

イ 県

(ア) 県は、町から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合、負傷者の手当て、医師等の確保、救護所の設置、医薬品等の手配等必要な措置を講ずるものとする。

(イ) 県健康福祉センター及び県立病院は、災害時医療に当たるものとする。

(ロ) 県健康福祉センターは、管轄地内の医療情報収集の拠点として、災害時の医療情報の集中管理を行うものとする。

(ハ) 県は、町から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合、日本赤十字社福井県支部、(社)福井県医師会、その他公的医療機関に対し協力を要請し、広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。

(ニ) 県は、県広域災害・救急医療情報システムを的確に運用するものとする。

(ホ) 県は、必要に応じ応援協定を締結している府県に応援を要請するものとする。

ウ 越前警察署(公安委員会)

公安委員会は、円滑かつ的確な医療救護活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通(陸上)を確保するものとする。

エ 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、円滑かつ的確な医療救護活動のため、必要に応じて、緊急輸送のための交通(海上)を確保するものとする。

(2) 被災現場での医療救護活動

県は、救護班、県健康福祉センター等と連携して、被災現場に医療救護所を設置し、患者の応急処置及びトリアージ(傷病者の重症度による分類)を行い、必要がある場合には後方支援病院に対して傷病者の収容の要請を行うものとする。

また、救急告示病院等を医療救護所の拠点とするほか、災害拠点病院等を医療救護所の後方支援病院として、医療救護所からの重篤患者の受入れ、調整等を行うものとする。

県立病院は、医療救護所の後方支援病院の役割を果たすとともに、三次救急医療を担う救命救急センターとして広範囲熱傷や挫滅症候群等の特殊疾患患者の救命救急に当たるものとする。

なお、県は、患者、医療従事者、医療資機材等の搬送に当たっては、ヘリコプターの活用等迅速な対応を図るための措置を講じるものとする。

第5 消火活動

県、町、越前警察署、南越消防組合消防本部及び敦賀海上保安部は、大規模な消火活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ確に実施するものとする。

(1) 南越消防組合消防本部

南越消防組合消防本部は、消防団も動員して消火活動を実施するとともに、必要に応じ「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプターの出動、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請するものとする。

(2) 越前警察署(公安委員会)

公安委員会は、円滑かつ的確な消火活動のため、必要に応じて、緊急輸送のための交通(海上)を確保するものとする。

(3) 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、円滑かつ的確な消火活動のため、必要に応じて、緊急輸送のための交通(海上)を確保するものとする。

(4) 県

県は、町及び南越消防組合消防本部から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合は、消火活動に関し次の措置を講じるものとする。

ア 防災ヘリコプターの出動

イ 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

ウ 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請

エ 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

オ 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

カ 消防組織法第43条に基づく市町長又は消防長に対する指示

第4節 広報活動

町は県及び防災関係機関と連携して、事故災害の発生場所、被害状況、応急対策の状況等について、迅速に住民への周知を図るとともに、安否情報、医療機関の情報、応急対策の情報、交通規制の情報など被災者の家族等に役立つ情報を適切に提供する。

第1 被災者の家族等への情報の提供

町は、防災関係機関と連携し、被災者の家族等のニーズを十分把握し、航空災害の状況、安否情報、医療機関の情報、応急対策の状況、交通規制の情報などの被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供するものとする。

第2 住民への情報の提供

町は、防災関係機関と連携し、住民に対し、航空災害の状況、安否情報などのニーズ

に応じた情報を積極的に提供するものとする。

第5章 災害復旧計画

復旧計画については、「南越前町地域防災計画（本編）」第4章に準拠する。

第 3 部 鉄道災害対策

第1章 想定する鉄道災害

- (1) 災害事象
 - ア 列車の衝突、脱線、転覆等
 - イ 構造物(トンネル、橋りょう等)の被災等による列車への被害
 - ウ 列車と自動車の衝突等
 - エ 列車火災
 - オ 列車からの危険物等の流出等
- (2) 災害の発生場所
本町の鉄軌道及びその周辺
- (3) 鉄軌道事業者
西日本旅客鉄道株式会社
- (4) 被災者等
 - ア 列車の乗員及び乗客
 - イ 事故地点周辺の住民等

第2章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務

第1 南越前町

- (1) 鉄軌道交通の安全のための情報の充実（鉄軌道事業者への協力）
- (2) 鉄軌道の安全対策の推進（重要な交通網が集中している地域の土砂災害対策及び海岸保全対策）
- (3) 情報の収集・連絡体制の強化
- (4) 初動体制の充実
- (5) 鉄道災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- (6) 情報の収集・連絡、避難誘導等
- (7) 活動体制等の確立
- (8) 医療救護活動の実施及び調整
- (9) 広報活動の実施

第2 南越消防組合消防本部

- (1) 情報の収集・連絡体制の強化
- (2) 初動体制の充実
- (3) 県広域災害・救急医療情報システムの習熟
- (4) 鉄道災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- (5) 情報の収集・連絡、避難誘導等
- (6) 活動体制等の確立
- (7) 救助・救急活動の実施
- (8) 消火活動の実施
- (9) 危険物等の防除等
- (10) 広報活動の実施

第3 福井県

- (1) 鉄軌道交通の安全のための情報の充実（鉄軌道事業者への協力）
- (2) 鉄軌道の安全対策の推進（重要な交通網が集中している地域の土砂災害対策及び海岸保全対策）
- (3) 情報の収集・連絡体制の強化
- (4) 初動体制の充実
- (5) ヘリコプター受援体制の充実強化
- (6) 県広域災害・救急医療情報システムの習熟
- (7) 鉄道災害を想定した総合的な防災訓練の実施
- (8) 情報の収集・連絡
- (9) 活動体制等の確立
- (10) 緊急輸送活動の支援及び調整
- (11) 救助・救急活動に係る応援要請等
- (12) 医療救護活動の実施、応援要請等
- (13) 消火活動に係る応援要請等

(14) 広報活動の実施

第4 越前警察署

- (1) 情報の収集・連絡体制の強化
- (2) 初動体制の充実
- (3) 鉄道災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- (4) 情報の収集・連絡、避難誘導等
- (5) 活動体制等の確立
- (6) 緊急輸送のための交通の確保
- (7) 救助活動の実施
- (8) 危険物等の防除等
- (9) 広報活動の実施

第5 中部運輸局

- (1) 情報の収集・連絡体制の強化
- (2) 初動体制の充実
- (3) 鉄道災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- (4) 情報の収集・連絡
- (5) 活動体制等の確立
- (6) 広報活動の実施

第6 敦賀海上保安部

- (1) 鉄道災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- (2) 緊急輸送のための交通の確保
- (3) 救助・救急活動の実施及び支援

第7 東京管区気象台（福井地方気象台）

- (1) 気象情報の充実

第8 自衛隊

- (1) 鉄道災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- (2) 部隊の災害派遣

第9 日本赤十字社（福井県支部）

- (1) 情報の収集・連絡体制の強化
- (2) 初動体制の充実
- (3) 県広域災害・救急医療情報システムの習熟
- (4) 鉄道災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- (5) 情報の収集・連絡
- (6) 活動体制等の確立
- (7) 救護班の派遣命令等

- (8) 広報活動の実施

第10 (社)福井県医師会

- (1) 情報の収集・連絡体制の強化
- (2) 初動体制の充実
- (3) 県広域災害・救急医療情報システムの習熟
- (4) 鉄道災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- (5) 情報の収集・連絡
- (6) 活動体制等の確立
- (7) 救護班の派遣要請等
- (8) 広報活動の実施

第11 西日本旅客鉄道(株) (金沢支社)

- (1) 情報の収集・連絡体制の強化
- (2) 初動体制の充実
- (3) 鉄道災害を想定した総合的な防災訓練の実施
- (4) 情報の収集・連絡
- (5) 活動体制等の確立
- (6) 代替交通手段の確保
- (7) 広報活動の実施

第3章 災害予防計画

第1節 鉄軌道交通の安全のための情報の充実

踏切道における自動車との衝突や置石等による列車脱線等の外部要因による事故防止のためには、事故防止に関する知識を広く一般に普及していく必要があることから、鉄軌道事業者は、全国交通安全運動等の機会をとらえて、ポスターの掲示、チラシ類の配布等の広報活動を推進する。また、町は、ポスターの掲示場所の提供やチラシ類の配布等において可能な限り鉄軌道事業者に協力する。

第2節 安全対策の推進

町は、主要な交通施設の被災による広域的な経済活動の支障や地域の孤立化防止等のため、主要な交通網が集中している地域の土砂災害対策を県等と連携して整備を図る。

第3節 情報の収集・連絡体制の整備

町は、鉄道災害が発生した場合に、被害の拡大を防止し、住民の安全を確保するために、緊急時の情報収集、関係防災機関との連絡体制を平常時から整備しておく。

また事故の情報が迅速に本町に伝達されるように、事故時の窓口を周知しておく。

第4節 初動体制の整備

町は、突発的な事故発生時に、初動体制が速やかに確立できるよう、職員の非常参集体制の整備を図る。また、非常参集体制を職員に周知するとともに、非常参集の訓練を実施する。

第5節 防災訓練の実施

町は、県及び鉄軌道事業者が実施する総合的な防災訓練に積極的に協力・参加する。

第4章 災害応急対策計画

第1節 情報の収集・連絡、避難誘導等

第1 事故原因者等

事故原因者又は事故発見者は、鉄道事故が発生した場合、速やかに最寄りの消防機関、警察等防災関係機関にその旨を通報する。

第2 鉄軌道事業者

鉄道事業者は、鉄道事故が発生した場合、速やかに消防本部、警察、国土交通省（中部運輸局）等防災関係機関に連絡する。

また必要に応じて乗客の避難誘導等を行い、被害の拡大を防止する。

第3 県

県は町、関係機関、関係事業者から情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に連絡する。

また必要に応じて衛星車載局、防災ヘリコプター等を出動させ、被害情報を収集する。その際には積極的に画像情報の活用を図る。

第4 町

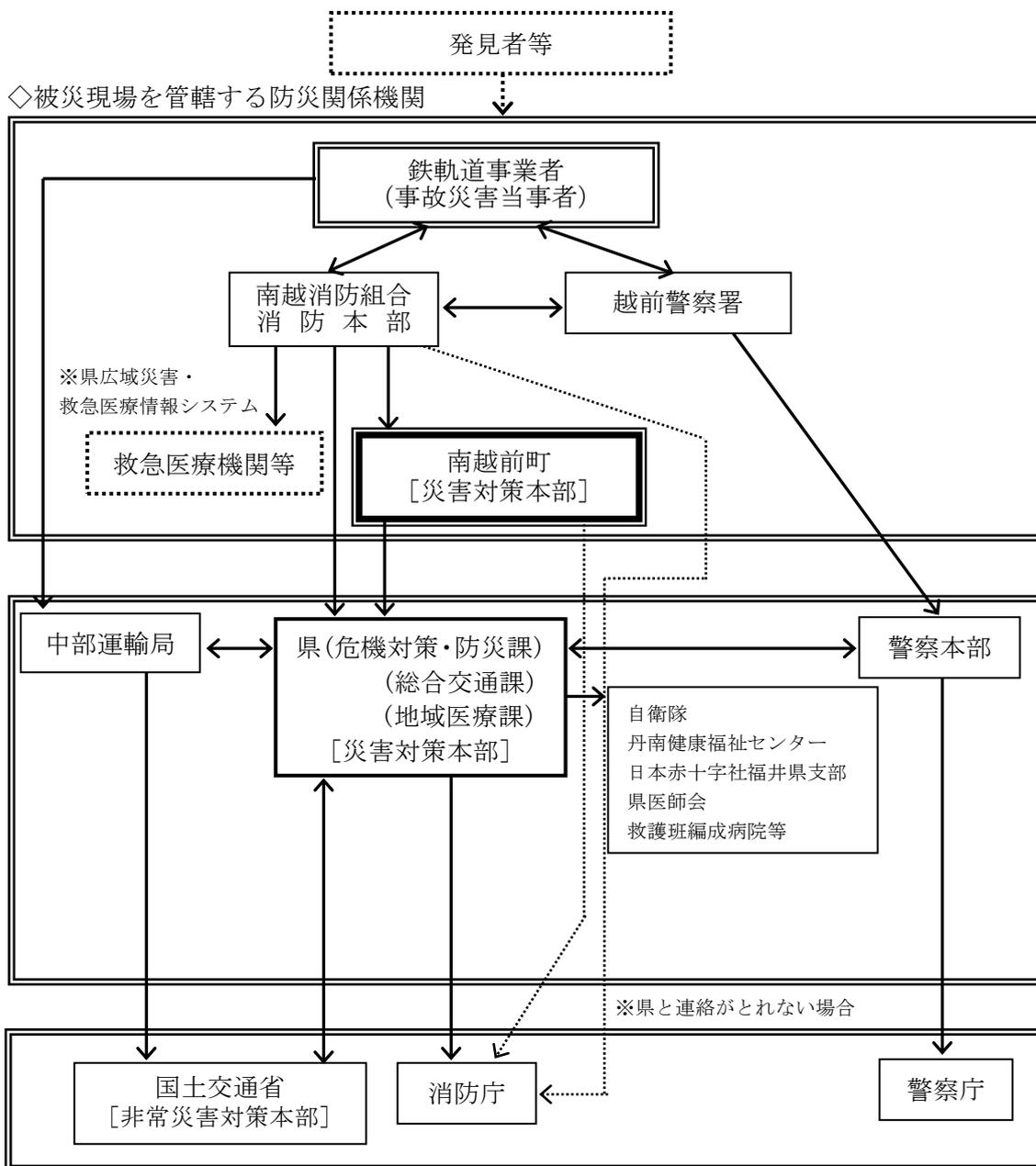
町は事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を関係機関等と連携して収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県及び越前警察署に報告する。

また必要に応じて乗客、付近住民等の避難誘導等を行い、被害の拡大を防止する。

第5 情報の収集・連絡系統

鉄道事故が発生した場合の情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。

■情報収集・連絡系統図（鉄道災害）



(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告すること。

第2節 活動体制等の確立

第1 活動体制の確立

町は、町内及びその周辺で鉄道災害が発生した場合には、直ちに初動対策班が初動活動を行うとともに、状況に応じて事故対策本部等を設置し、県及び防災関係機関と連携して応急対策を推進するための体制を確立する。また、事故対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に速やかに報告する。

第2 防災関係機関相互の連絡調整体制の確立

町は、県をはじめ警察本部、関係市町、南越消防組合消防本部、その他防災関係機関と情報の共有及び活動の調整を図るとともに、県が防災関係機関相互の連絡調整体制を確保するために「事故災害対策連絡調整会議」を設置した場合は必要に応じて会議に参加する。

第3節 救援活動

町は県、越前警察署、南越消防組合消防本部、鉄軌道事業者と連携して、鉄道事故災害発生による救助・救急、医療救護、消火等の救援活動を迅速に実施する。

第1 緊急輸送活動及び交通の確保

(1) 緊急輸送活動

負傷者等の搬送、救護班の派遣、その他救援活動のための要員や物資・資機材の輸送等緊急輸送活動は、災害応急対策を実施する機関が各々行う。実施機関において対応できない場合は、町から県に対して自衛隊の災害派遣要請を行う。

(2) 緊急輸送のための交通の確保

公安委員会は、緊急輸送活動を迅速かつ的確に行うため、災害応急対策の実施機関の活動状況を踏まえながら、必要に応じて一般車両の通行の禁止又は制限の措置を講じるものとする。

また、敦賀海上保安部は、海上において交通を確保する必要がある場合は、船舶の交通を制限し、又は禁止するものとする。

(3) 代替交通手段の確保

鉄軌道事業者は、利用者の交通を確保するため、振り替え輸送等代替交通手段の確保に努めるものとし、被災していない鉄軌道事業者等は、可能な限りこれに協力するものとする。

第2 救助・救急活動

(1) 救助活動

県、町、越前警察署、南越消防組合消防本部、敦賀海上保安部及び鉄軌道事業者は、大規模な救助活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施するものとする。

ア 鉄軌道事業者

鉄軌道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助活動を行うよう努めるとともに、救助活動を実施する防災関係機関に可能な限り協力するものとする。

イ 南越消防組合消防本部

南越消防組合消防本部は、消防団も動員した救助活動を実施するとともに、必要に応じ「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し防災ヘリコプターの出動、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請するものとする。

ウ 越前警察署（警察本部、公安委員会）

越前警察署は、署部隊による救助活動を実施するとともに、必要に応じ、警察本部に対して、ヘリコプター、警備艇（海上での救助の場合）、その他本部部隊の出動を要請するものとし、警察本部は必要に応じて警察災害派遣隊の派遣等を要請するものとする。

また、円滑かつ的確な救助活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通（陸上）を確保するものとする。

エ 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、県等からの要請に基づき、陸上での救助活動が必要であると判断した場合は、南越消防組合消防本部及び警察本部及び鉄軌道事業者の救助活動を支援するものとする。

また、円滑かつ的確な救助活動のため、必要に応じて、緊急輸送のための交通（海上）を確保するものとする。

オ 県

県は、町又は南越消防組合消防本部から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合は、救助活動に関し次の措置を講じるものとする。

(ア) 防災ヘリコプターの出動

(イ) 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

(ウ) 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請

(エ) 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

(オ) 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

(カ) 消防組織法第43条に基づく市町長又は消防長に対する指示

(2) 救急活動

県、町、越前警察署、南越消防組合消防本部、敦賀海上保安部及び鉄軌道事業者は、大規模な救急活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施するものとする。

ア 鉄軌道事業者

鉄軌道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救急活動を行うよう努めるとともに、救急活動を実施する防災関係機関に可能な限り協力するものとする。

イ 南越消防組合消防本部

南越消防組合消防本部は、消防団も動員した救急活動を実施するとともに、必要に応じ「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し、救護班の派遣、防災ヘリコプターの出動、緊急消防援助隊の派

遣、広域航空消防応援等を要請するものとする。

なお、搬送に当たっては、適切なトリアージ（傷病者の重症度による分類）を行うものとする。また、搬送先医療機関の選定に当たっては、県広域災害・救急医療情報システムを的確に活用するとともに、救急活動を実施する他の防災関係機関に対してその情報を提供するものとする。

ウ 越前警察署（公安委員会）

公安委員会は、円滑かつ的確な救急活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通（陸上）を確保するものとする。

エ 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、円滑かつ的確な救急活動のため、必要に応じて、緊急輸送のための交通（海上）を確保するものとする。

オ 県

県は、町又は南越消防組合消防本部から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合は、救急活動に関し次の措置を講じるものとする。

- (ア) 救護班の派遣命令・要請
- (イ) 県広域災害・救急医療情報システムの的確な運用
- (ウ) 防災ヘリコプターの出動
- (エ) 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請
- (オ) 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請
- (カ) 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請
- (キ) 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請
- (ク) 消防組織法第43条に基づく市町長又は消防長に対する指示

第3 医療救護活動

県、町、南越消防組合消防本部、越前警察署、敦賀海上保安部、日本赤十字社福井県支部及び(社)福井県医師会は、救護班の派遣等の医療救護活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施する。

(1) 実施体制

ア 町

町は、南越消防組合消防本部から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合、負傷者の手当て、医師の確保、救護所の設置、医薬品等の手配等必要な措置を講ずるものとする。また、町の医療活動で対処できない場合は、県等に協力を要請するものとする。

イ 県

- (ア) 県は、町から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合、負傷者の手当て、医師等の確保、救護所の設置、医薬品等の手配等必要な措置を講ずるものとする。
- (イ) 県健康福祉センター及び県立病院は、災害時医療に当たるものとする。
- (ウ) 県健康福祉センターは、管轄地内の医療情報収集の拠点として、災害時の医療情報の集中管理を行うものとする。

(エ) 県は、町から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合、日本赤十字社福井県支部、(社)福井県医師会、その他公的医療機関に対し協力を要請し、広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。

(オ) 県は、県広域災害・救急医療情報システムを的確に運用するものとする。

(カ) 県は、必要に応じ応援協定を締結している府県に応援を要請するものとする。

ウ 越前警察署(公安委員会)

公安委員会は、円滑かつ的確な医療救護活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通(陸上)を確保するものとする。

エ 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、円滑かつ的確な医療救護活動のため、必要に応じて、緊急輸送のための交通(海上)を確保するものとする。

(2) 被災現場での医療救護活動

県は、救護班、県健康福祉センター等と連携して、被災現場に医療救護所を設置し、患者の応急処置及びトリアージ(傷病者の重症度による分類)を行い、必要がある場合には後方支援病院に対して傷病者の収容の要請を行うものとする。

また、救急病院等を医療救護所の拠点とするほか、災害拠点病院等を医療救護所の後方支援病院として、医療救護所からの重篤患者の受入れ、調整等を行うものとする。

県立病院は、医療救護所の後方支援病院の役割を果たすとともに、三次救急医療を担う救命救急センターとして広範囲熱傷や挫滅症候群等の特殊疾患患者の救命救急に当たるものとする。

なお、県は、患者、医療従事者、医療資機材等の搬送に当たっては、ヘリコプターの活用等迅速な対応を図るための措置を講じるものとする。

第4 消火活動

県、町、越前警察署、南越消防組合消防本部、敦賀海上保安部及び鉄軌道事業者は、大規模な消火活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施するものとする。

(1) 鉄軌道事業者

鉄軌道事業者は事故災害発生直後に初期消火活動を行うように努めるとともに、消火活動を実施する防災関係機関に可能な限り協力するものとする。

(2) 南越消防組合消防本部

南越消防組合消防本部は、消防団も動員した消火活動を実施するとともに、必要に応じ「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプターの出動、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請するものとする。

(3) 越前警察署(公安委員会)

公安委員会は、円滑かつ的確な消火活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通(陸上)を確保するものとする。

(4) 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、円滑かつ的確な消火活動のため、必要に応じて、緊急輸送のための交通(海上)を確保するものとする。

(5) 県

県は、町及び南越消防組合消防本部から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合は、消火活動に関し次の措置を講じるものとする。

ア 防災ヘリコプターの出動

イ 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

ウ 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請

エ 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

オ 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

カ 消防組織法第43条に基づく市町長又は消防長に対する指示

第5 危険物等の防除活動

南越消防組合消防本部及び越前警察署は、鉄軌道事業者から流出の種類、特性等に関する情報を入手することにより、関係機関と連携して危険物等の特性にあった防除活動を実施するとともに、必要に応じて付近住民等の避難誘導等を行うものとする。

第4節 広報活動

町は県及び防災関係機関と連携して、事故災害の発生場所、被害状況、応急対策の状況等について、迅速に住民への周知を図るとともに、安否情報、医療機関の情報、応急対策の情報、交通規制の情報など被災者の家族等に役立つ情報を適切に提供する。

第1 被災者の家族等への情報の提供

町は、防災関係機関と連携し、被災者の家族等のニーズを充分把握し、鉄道災害の状況、安否情報、医療機関の情報、応急対策の状況、交通規制の情報などの被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供するものとする。

第2 住民への情報の提供

町は、防災関係機関と連携し、住民に対し、鉄道災害の状況、安否情報などのニーズに応じた情報を積極的に提供するものとする。

第 4 部 道路災害対策

第1章 想定する道路災害

- (1) 災害事象
 - ア 道路構造物(トンネル、橋りょう等)の被災等による自動車への被害
 - イ 道路上での重大事故(交通事故等)
 - ウ 自動車の火災
 - エ 自動車からの危険物等の流出等
- (2) 災害の発生場所
 - ア 北陸自動車道(町内)
 - イ 一般国道、県道、町道等
- (3) 被災者等
 - ア 自動車の乗客等
 - イ 事故地点周辺の住民等

第2章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務

第1 南越前町

- (1) 情報の収集・連絡体制の強化
- (2) 初動体制の充実
- (3) 道路災害を想定した総合的な防災訓練の実施
- (4) 情報の収集・連絡、避難誘導等
- (5) 活動体制等の確立
- (6) 医療救護活動の実施及び調整
- (7) 広報活動の実施

第2 南越消防組合消防本部

- (1) 情報の収集・連絡体制の強化
- (2) 初動体制の充実
- (3) 県広域災害・救急医療情報システムの習熟
- (4) 道路災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- (5) 情報の収集・連絡、避難誘導等
- (6) 活動体制等の確立
- (7) 救助・救急活動の実施
- (8) 消火活動の実施
- (9) 危険物等の防除等
- (10) 広報活動の実施

第3 福井県

- (1) 情報の収集・連絡体制の強化
- (2) 初動体制の充実
- (3) ヘリコプター受援体制の充実強化
- (4) 県広域災害・救急医療情報システムの習熟
- (5) 道路災害を想定した総合的な防災訓練の実施
- (6) 情報の収集・連絡
- (7) 活動体制等の確立
- (8) 緊急輸送活動の支援及び調整
- (9) 救助・救急活動に係る応援要請等
- (10) 医療救護活動の実施、応援要請等
- (11) 消火活動に係る応援要請等
- (12) 広報活動の実施

第4 越前警察署

- (1) 情報の収集・連絡体制の強化
- (2) 初動体制の充実
- (3) 道路災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力

- (4) 情報の収集・連絡、避難誘導等
- (5) 活動体制等の確立
- (6) 緊急輸送のための交通の確保
- (7) 救助活動の実施
- (8) 危険物等の防除等
- (9) 交通安全施設の応急復旧
- (10) 広報活動の実施
- (11) 再発防止対策の実施

第5 近畿地方整備局（福井河川国道事務所）

- (1) 情報の収集・連絡体制の強化
- (2) 初動体制の充実
- (3) 道路災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- (4) 情報の収集・連絡
- (5) 活動体制等の確立
- (6) 広報活動の実施

第6 敦賀海上保安部

- (1) 道路災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- (2) 緊急輸送のための交通の確保
- (3) 救助・救急活動の実施及び支援

第7 東京管区気象台（福井地方気象台）

- (1) 気象情報の充実

第8 自衛隊

- (1) 道路災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- (2) 部隊の災害派遣

第9 日本赤十字社（福井県支部）

- (1) 情報の収集・連絡体制の強化
- (2) 初動体制の充実
- (3) 県広域災害・救急医療情報システムの習熟
- (4) 道路災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- (5) 情報の収集・連絡
- (6) 活動体制等の確立
- (7) 救護班の派遣命令等
- (8) 広報活動の実施

第10 (社)福井県医師会

- (1) 情報の収集・連絡体制の強化
- (2) 初動体制の充実
- (3) 県広域災害・救急医療情報システムの習熟
- (4) 道路災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- (5) 情報の収集・連絡
- (6) 活動体制等の確立
- (7) 救護班の派遣要請等
- (8) 広報活動の実施

第11 中日本高速道路(株) (福井保全・サービスセンター) (敦賀保全・サービスセンター)

- (1) 情報の収集・連絡体制の強化
- (2) 初動体制の充実
- (3) 道路災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- (4) 情報の収集・連絡
- (5) 活動体制等の確立
- (6) 広報活動の実施

第3章 災害予防計画

第1節 道路施設等の安全確保

町は、次の点に留意して町道施設等の安全確保に努めるものとする。

- (1) 点検を通じた道路施設等の現況の把握
- (2) 道路における災害を予防するための必要な施設の整備
- (3) 道路施設等の安全を確保するための必要な体制等の整備
- (4) 安全性及び信頼性の高い道路ネットワークの計画的な整備

主要な交通施設の被災による広域的な経済活動の支障や地域の孤立化防止等のため、主要な交通網が集中している地域の土砂災害対策を県等と連携して整備を図る。

第2節 情報の収集・連絡体制の整備

町は、道路災害が発生した場合に、被害の拡大を防止し、住民の安全を確保するために、緊急時の情報収集、関係防災機関との連絡体制を平常時から整備しておく。

また事故の情報が迅速に本町に伝達されるように、事故時の窓口を周知しておく。

第3節 初動体制の整備

町は、突発的な事故発生時に、初動体制が速やかに確立できるよう、職員の非常参集体制の整備を図る。また、非常参集体制を職員に周知するとともに、非常参集の訓練を実施する。

第4節 防災訓練の実施

町は、県及び防災関係機関が実施する総合的な防災訓練に積極的に協力・参加する。

第4章 災害応急対策計画

第1節 情報の収集・連絡、避難誘導等

第1 事故原因者等

事故原因者又は事故発見者は、道路事故が発生した場合、速やかに最寄りの消防機関、警察等防災関係機関にその旨を通報する。

第2 道路管理者

道路管理者は、道路災害が発生した場合、速やかに消防本部、警察、国土交通省（近畿地方整備局福井河川国道事務所）等防災関係機関に連絡する。

また必要に応じて乗客、付近住民等の避難誘導等を行い、被害の拡大を防止する。

第3 県

県は、町、関係機関、関係事業者から情報を収集するとともに、被害状況に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁へ連絡する。

必要に応じて衛星車載局、防災ヘリコプター等を出動させ、被害情報を収集する。その際には積極的に画像情報の活用を図る。

第4 町

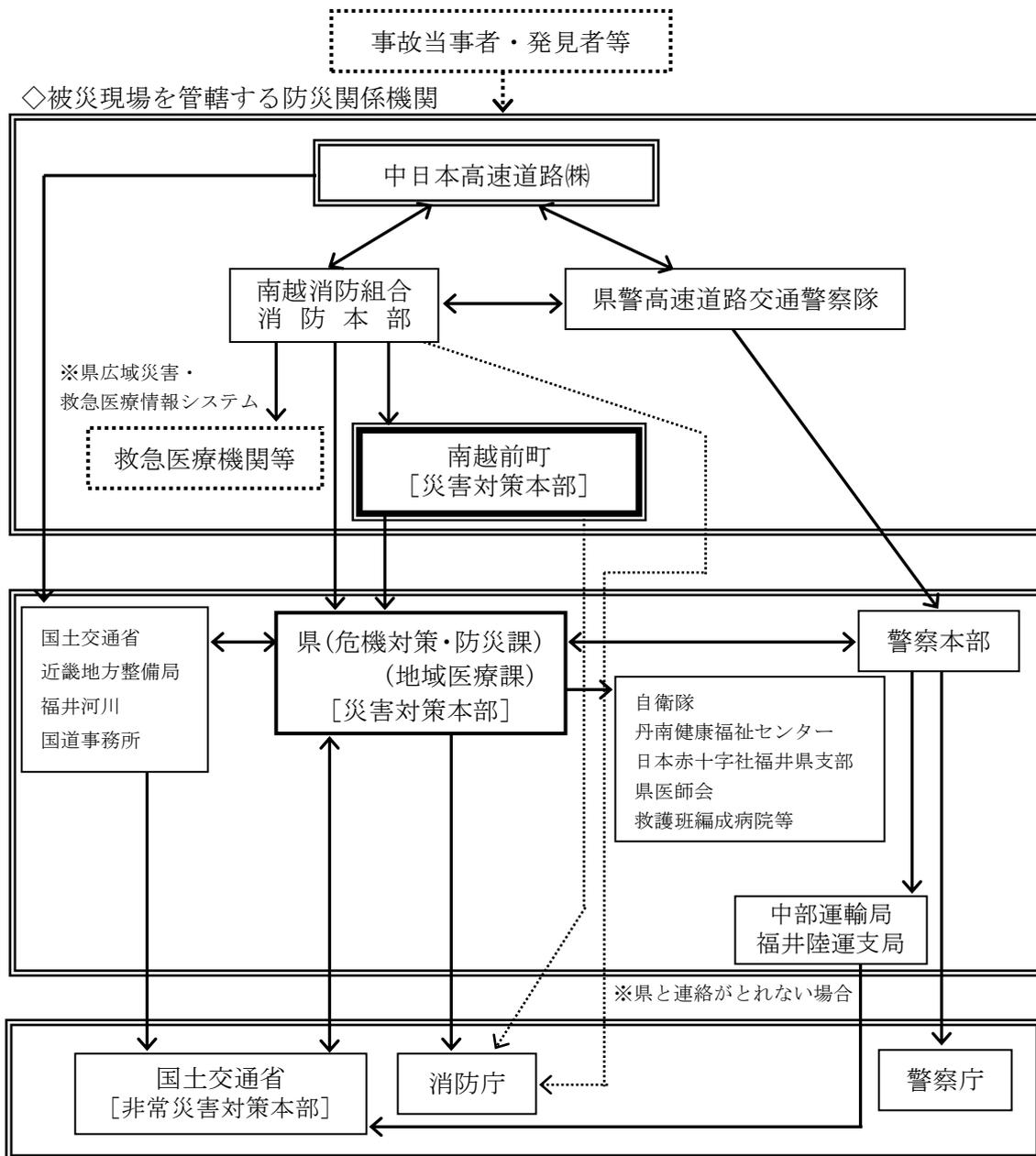
町は事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を関係機関等と連携して収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県及び越前警察署に報告する。

また必要に応じて乗客、付近住民等の避難誘導等を行い、被害の拡大を防止する。

第5 情報の収集・連絡系統

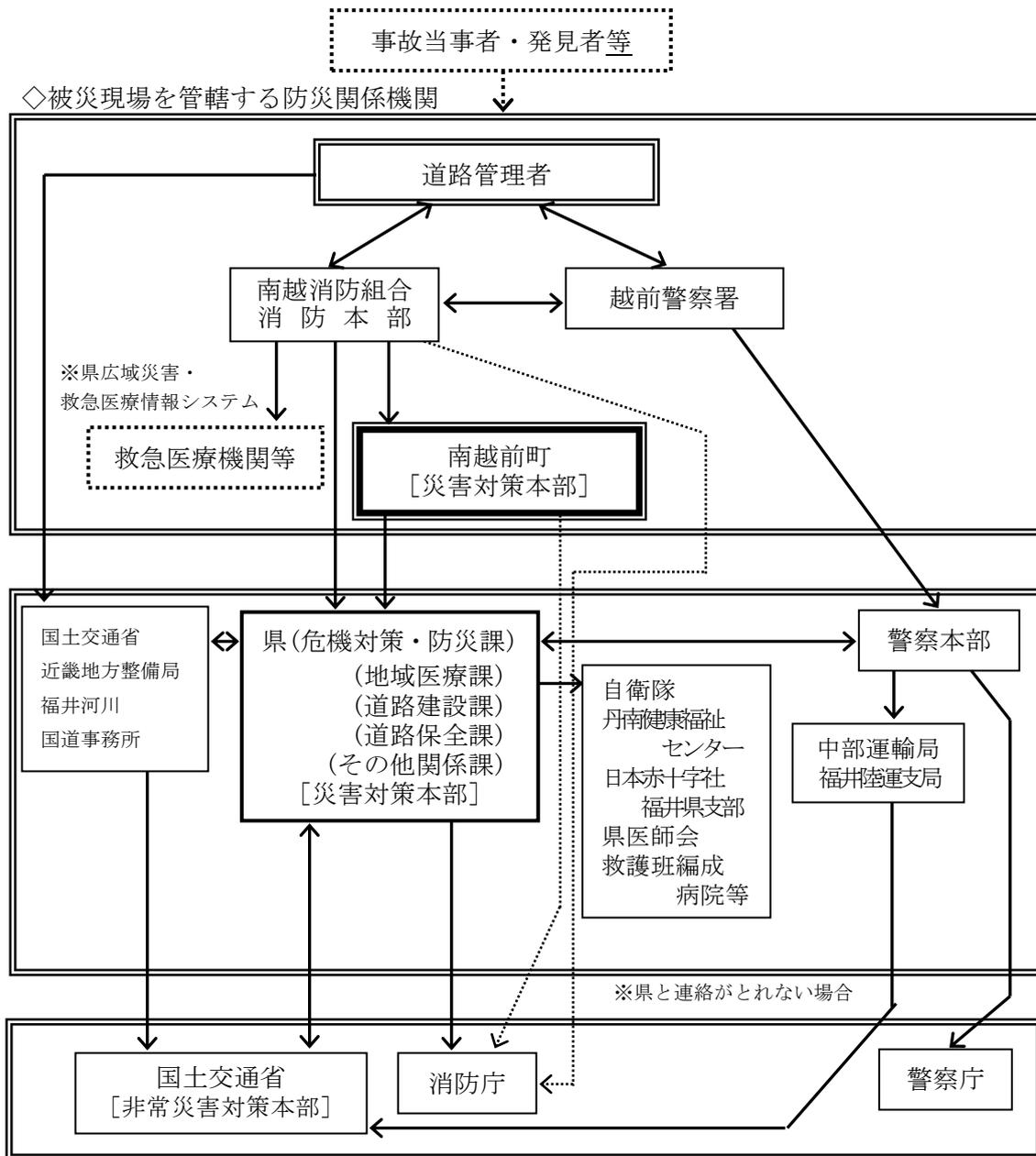
道路事故が発生した場合の情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。

■情報収集・連絡系統図（高速道路における道路災害）



(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告すること。

■情報収集・連絡系統図（一般道における道路災害）



(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告すること。

第2節 活動体制等の確立

第1 活動体制の確立

町は、町内及びその周辺で鉄道災害が発生した場合には、直ちに初動対策班が初動活動を行うとともに、状況に応じて事故対策本部等を設置し、県及び防災関係機関と連携して応急対策を推進するための体制を確立する。また、事故対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に速やかに報告する。

第2 防災関係機関相互の連絡調整体制の確立

町は、県をはじめ警察本部、関係市町、南越消防組合消防本部、その他防災関係機関と情報の共有及び活動の調整を図るとともに、県が防災関係機関相互の連絡調整体制を確保するために「事故災害対策連絡調整会議」を設置した場合は必要に応じて会議に参加する。

第3節 救援活動

町は県、越前警察署、南越消防組合消防本部、防災関係事業者と連携して、道路事故災害発生による救助・救急、医療救護、消火等の救援活動を迅速に実施する。

第1 緊急輸送活動及び交通の確保

(1) 緊急輸送活動

負傷者等の搬送、救護班の派遣、その他救援活動のための要員や物資・資機材の輸送等緊急輸送活動は、災害応急対策を実施する機関が各々行うものとする。実施機関において対応できない場合は、これらの機関からの要請に基づき、県が自衛隊への災害派遣要請等により車両その他の輸送力を確保するものとする。

(2) 緊急輸送のための交通の確保

公安委員会は、緊急輸送活動を迅速かつ的確に行うため、災害応急対策の実施機関の活動状況を踏まえながら、必要に応じて一般車両の通行の禁止又は制限の措置を講じるものとする。

また、敦賀海上保安部は、海上において交通を確保する必要がある場合は、船舶の交通を制限し、又は禁止するものとする。

(3) 通行の禁止・制限等及び代替交通路の確保

道路管理者は、道路の損壊、欠壊その他の自由により交通が危険であると認められる場合等必要な場合は、道路法第46条第1項及び第2項ならびに道路交通法第6条第4項の規定に基づき、通行の禁止、制限等の措置をとるものとする。この場合、道路管理者は、交通を確保するために必要な措置をとるものとする。

第2 救助・救急活動

(1) 救助活動

県、町、越前警察署、南越消防組合消防本部、敦賀海上保安部及び道路管理者は、大規模な救助活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施するも

のとする。

ア 道路管理者

道路管理者は、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう協力するものとする。

イ 南越消防組合消防本部

南越消防組合消防本部は、消防団も動員した救助活動を実施するとともに、必要に応じ「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の消防本部に応援を求め、県に対し防災ヘリコプターの出動、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請するものとする。

ウ 越前警察署（警察本部、公安委員会）

警察本部は、署部隊による救助活動を実施するとともに、必要に応じ、警察本部に対して、ヘリコプター、警備艇（海上での救助の場合）、その他本部部隊の出動を要請するものとし、警察本部は必要に応じて警察災害派遣隊の派遣等を要請するものとする。

また、円滑かつ的確な救助活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通（陸上）を確保するものとする。

エ 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、県等からの要請に基づき、陸上での救助活動が必要であると判断した場合は、南越消防組合消防本部及び警察本部の救助活動を支援するものとする。

また、円滑かつ的確な救助活動のため、必要に応じて、緊急輸送のための交通（海上）を確保するものとする。

オ 県

県は、町又は南越消防組合消防本部から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合は、救助活動に関し次の措置を講じるものとする。

(ア) 防災ヘリコプターの出動

(イ) 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

(ロ) 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請

(エ) 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

(オ) 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

(カ) 消防組織法第43条に基づく市町長又は消防長に対する指示

(2) 救急活動

県、町、越前警察署、南越消防組合消防本部、敦賀海上保安部は、大規模な救急活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施するものとする。

ア 南越消防組合消防本部

南越消防組合消防本部は、消防団も動員した救急活動を実施するとともに、必要に応じ「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の消防本部に応援を求め、県に対し、救護班の派遣、防災ヘリコプターの出動、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請するものとする。

なお、搬送に当たっては、適切なトリアージ（傷病者の重症度による分類）

を行うものとする。また、搬送先医療機関の選定に当たっては、県広域災害・救急医療情報システムを的確に活用するとともに、救急活動を実施する他の防災関係機関に対してその情報を提供するものとする。

イ 越前警察署（公安委員会）

公安委員会は、円滑かつ的確な救急活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通（陸上）を確保するものとする。

ウ 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、円滑かつ的確な救急活動のため、必要に応じて、緊急輸送のための交通（海上）を確保するものとする。

エ 県

県は、町又は南越消防組合消防本部から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合は、救急活動に関し次の措置を講じるものとする。

(ア) 救護班の派遣命令・要請

(イ) 県広域災害・救急医療情報システムの的確な運用

(ロ) 防災ヘリコプターの出動

(ハ) 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

(ニ) 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請

(ホ) 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

(ヘ) 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

(コ) 消防組織法第43条に基づく市町長又は消防長に対する指示

第3 医療救護活動

県、町、越前警察署、南越消防組合消防本部、敦賀海上保安部、日本赤十字社福井県支部及び(社)福井県医師会は、救護班の派遣等の医療救護活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施する。

(1) 実施体制

ア 町

町は、南越消防組合消防本部から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合、負傷者の手当て、医師の確保、救護所の設置、医薬品等の手配等必要な措置を講ずるものとする。また、町の医療活動で対処できない場合は、県等に協力を要請するものとする。

イ 県

(ア) 県は、町から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合、負傷者の手当て、医師等の確保、救護所の設置、医薬品等の手配等必要な措置を講ずるものとする。

(イ) 県健康福祉センター及び県立病院は、災害時医療に当たるものとする。

(ロ) 県健康福祉センターは、管轄地内の医療情報収集の拠点として、災害時の医療情報の集中管理を行うものとする。

(ハ) 県は、町から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合、日本赤十字社福井県支部、(社)福井県医師会、その他公的医療機関に対し協力を要請し、

広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。

(f) 県は、県広域災害・救急医療情報システムを的確に運用するものとする。

(g) 県は、必要に応じ応援協定を締結している府県に応援を要請するものとする。

ウ 越前警察署（公安委員会）

公安委員会は、円滑かつ的確な医療救護活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通（陸上）を確保するものとする。

エ 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、円滑かつ的確な医療救護活動のため、必要に応じて、緊急輸送のための交通（海上）を確保するものとする。

(2) 被災現場での医療救護活動

県は、救護班、県健康福祉センター等と連携して、被災現場に医療救護所を設置し、患者の応急処置及びトリアージ（傷病者の重症度による分類）を行い、必要がある場合には後方支援病院に対して傷病者の収容の要請を行うものとする。

また、救急病院等を医療救護所の拠点とするほか、災害拠点病院等を医療救護所の後方支援病院として、医療救護所からの重篤患者の受入れ、調整等を行うものとする。

県立病院は、医療救護所の後方支援病院の役割を果たすとともに、三次救急医療を担う救命救急センターとして広範囲熱傷や挫滅症候群等の特殊疾患患者の救命救急に当たるものとする。

なお、県は、患者、医療従事者、医療資機材等の搬送に当たっては、ヘリコプターの活用等迅速な対応を図るための措置を講じるものとする。

第4 消火活動

県、町、越前警察署、南越消防組合消防本部、敦賀海上保安部及び道路管理者は、大規模な消火活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施するものとする。

(1) 道路管理者

道路管理者は、迅速かつ的確な初期消火活動に資するよう協力するものとする。

(2) 南越消防組合消防本部

南越消防組合消防本部は、消防団も動員した消火活動を実施するとともに、必要に応じ「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプターの出動、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請するものとする。

(3) 越前警察署（公安委員会）

公安委員会は、円滑かつ的確な医療救護活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通（陸上）を確保するものとする。

(4) 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、円滑かつ的確な消火活動のため、必要に応じて、緊急輸送のための交通（海上）を確保するものとする。

(5) 県

県は、町及び南越消防組合消防本部から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合は、消火活動に関し次の措置を講じるものとする。

- ア 防災ヘリコプターの出動
- イ 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請
- ウ 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請
- エ 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請
- オ 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請
- カ 消防組織法第43条に基づく市町長又は消防長に対する指示

第5 危険物の防除活動

越前警察署、南越消防組合消防本部及び道路管理者は、危険物等の運搬車両に備えてあるイエローカード又は運搬車両の所属事務所から流出の種類、特性等に関する情報を入手することにより、関係機関と連携して危険物等の特性に応じた防除活動を実施するとともに、必要に応じて付近住民等の避難誘導等を行うものとする。

第6 道路施設及び交通安全施設の応急復旧活動

(1) 道路管理者

道路管理者は、迅速な障害物の除去、仮設道路の設置等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努めるものとする。

(2) 越前警察署

越前警察署は、災害により破損した交通安全施設の早期復旧を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

第4節 広報活動

町は県及び防災関係機関と連携して、事故災害の発生場所、被害状況、応急対策の状況、交通規制の情報等について、迅速に住民への周知を図るとともに、安否情報、医療機関の情報、応急対策の情報、交通規制の情報など被災者の家族等に役立つ情報を適切に提供する。

第1 被災者の家族等への情報の提供

町は、防災関係機関と連携し、被災者の家族等のニーズを十分把握し、道路災害の状況、安否情報、医療機関の情報、応急対策の状況、交通規制の情報などの被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供するものとする。

第2 住民への情報の提供

町は、防災関係機関と連携し、住民に対し、道路災害の状況、安否情報などのニーズに応じた情報を積極的に提供するものとする。

第 5 部 危険物等災害対策

第1章 想定する危険物等災害

(1) 災害事象

- ア 危険物(消防法第2条第1項に規定する危険物をいう。以下同じ。)の漏えい・流出、火災及び爆発
- イ 高圧ガス(高圧ガス保安法第2条に規定する高圧ガスをいう。以下同じ。)の漏えい・流出、火災及び爆発
- ウ 火薬類(火薬類取締法第2条に規定する火薬類をいう。以下同じ。)の火災及び爆発
- エ 毒物(毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物をいう。以下同じ。)及び劇物(毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物をいう。以下同じ。)の飛散、漏えい、流出等

(2) 災害の発生場所

本町内の危険物、高圧ガス、火薬類、毒物又は劇物(以下「危険物等」という。)を取り扱う事業所及びその周辺

(3) 被災者等

- ア 危険物等を取り扱う事業所
- イ 事故地点周辺の住民等

第2章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務

第1 南越前町

- (1) 情報の収集・連絡体制の強化
- (2) 初動体制の充実
- (3) 危険物等災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- (4) 情報の収集・連絡、避難誘導等
- (5) 活動体制等の確立
- (6) 災害の拡大防止活動の実施
- (7) 医療救護活動の実施及び調整
- (8) 施設及び設備の応急復旧
- (9) 広報活動の実施
- (10) 被災した公共施設の復旧

第2 南越消防組合消防本部

- (1) 危険物保安予防対策の推進
- (2) 火薬類保安対策の推進
- (3) 危険物等の輸送保安対策の推進
- (4) 情報の収集・連絡体制の強化
- (5) 初動体制の充実
- (6) 県広域災害・救急医療情報システムの習熟
- (7) 危険物等災害を想定した総合的な防災訓練の実施
- (8) 情報の収集・連絡、避難誘導等
- (9) 活動体制等の確立
- (10) 災害の拡大防止活動の実施
- (11) 救助・救急活動の実施
- (12) 消火活動の実施
- (13) 危険物等の防除等
- (14) 広報活動の実施

第3 福井県

- (1) 危険物保安予防対策の推進
- (2) 高圧ガス保安対策の推進
- (3) 火薬類保安対策の推進
- (4) 毒物及び劇物保安対策の推進
- (5) 危険物等の輸送保安対策の推進
- (6) 情報の収集・連絡体制の強化
- (7) 初動体制の充実
- (8) ヘリコプター受援体制の充実強化
- (9) 県広域災害・救急医療情報システムの習熟
- (10) 危険物等災害を想定した総合的な防災訓練の実施

- (11)情報の収集・連絡
- (12)活動体制等の確立
- (13)災害の拡大防止活動の実施
- (14)緊急輸送活動の支援及び調整
- (15)救助・救急活動に係る応援要請等
- (16)医療救護活動の実施、応援要請等
- (17)消火活動に係る応援要請等
- (18)施設及び設備の応急復旧
- (19)広報活動の実施
- (20)被災した公共施設の復旧
- (21)再発防止対策の実施

第4 越前警察署

- (1)情報の収集・連絡体制の強化
- (2)初動体制の充実
- (3)危険物等災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- (4)情報の収集・連絡、避難誘導等
- (5)活動体制等の確立
- (6)災害の拡大防止活動の実施
- (7)緊急輸送のための交通の確保
- (8)救助活動の実施
- (9)危険物等の防除等
- (10)広報活動の実施

第5 近畿経済産業局、原子力安全・保安院中部近畿産業保安監督部近畿支部

- (1)情報の収集・連絡体制の強化
- (2)初動体制の充実
- (3)高圧ガス、火薬類被害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- (4)情報の収集・連絡
- (5)活動体制等の確立
- (6)広報活動の実施

第6 敦賀海上保安部

- (1)危険物等の輸送保安対策の推進
- (2)危険物等災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- (3)緊急輸送のための交通の確保
- (4)救助、救急活動の支援
- (5)消火活動の実施

第7 自衛隊

- (1) 危険物等災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- (2) 部隊の災害派遣

第8 日本赤十字社（福井県支部）

- (1) 情報の収集・連絡体制の強化
- (2) 初動体制の充実
- (3) 県広域災害・救急医療情報システムの習熟
- (4) 危険物等災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- (5) 情報の収集・連絡
- (6) 活動体制等の確立
- (7) 救護班の派遣命令等
- (8) 広報活動の実施

第9 (社)福井県医師会

- (1) 情報の収集・連絡体制の強化
- (2) 初動体制の充実
- (3) 県広域災害・救急医療情報システムの習熟
- (4) 危険物等災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- (5) 情報の収集・連絡
- (6) 活動体制等の確立
- (7) 救護班の派遣要請等
- (8) 広報活動の実施

第3章 災害予防計画

第1節 危険物保安予防対策の推進

県及び南越消防組合消防本部は、危険物による災害の発生及び拡大を防止するため、法令の定めるところにより、保安教育及び訓練の徹底、自主保安体制の強化、自衛消防組織の育成ならびに防火意識の普及啓発を図る。また、危険物等の貯蔵又は取扱いを行う事業者(以下「事業者」という)は、法令で定める技術上の基準等を遵守する。

第2節 高圧ガス保安対策の推進

県は、高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するため、法令の定めるところにより、自主保安体制の確立、保安指導の強化及び保安意識の高揚を図る。また、事業者は、法令で定める技術上の基準等を遵守する。

第3節 火薬類保安対策の推進

県及び南越消防組合消防本部は、火薬類による災害の発生及び拡大を防止するため、法令の定めるところにより、自主保安体制の確立、保安指導の強化及び保安意識の高揚を図る。また、事業者は、法令で定める技術上の基準等を遵守する。

第4節 毒物及び劇物保安対策の推進

県は、毒物及び劇物による災害の発生及び拡大を防止するため、法令の定めるところにより、自主保安体制の確立及び保安指導の強化を図る。また、事業者は、法令で定める技術上の基準等を遵守する。

第5節 危険物等の輸送保安対策の推進

県、南越消防組合消防本部及び敦賀海上保安部は、危険物等の輸送保安対策を推進するため、適宜輸送車両等の立入検査を実施する。

また事業者は、次の措置を講じて輸送時における災害発生の防止を図るものとする。

- (1) 積降作業の監視体制及び輸送過程における安全装置の整備
- (2) 輸送経路を管轄する消防本部をはじめとする関係機関との連携強化及び災害発生時における応急対策計画の作成
- (3) イエローカードの携行の徹底
- (4) 危険物等の輸送に従事する者に対する防災知識の普及及び応急対策訓練の実施

第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

第1 情報の収集・連絡体制の整備

町は、危険物等災害が発生した場合に、被害の拡大を防止し、住民の安全を確保するために、緊急時の情報収集、関係防災機関との連絡体制を平常時から整備しておく。

また事故の情報が迅速に本町に伝達されるように、事故時の窓口を周知しておく。

第2 初動体制の整備

町は、突発的な事故発生時に、初動体制が速やかに確立できるよう、職員の非常参集体制の整備を図る。また、非常参集体制を職員に周知するとともに、非常参集の訓練を実施する。

第3 防災訓練への参加等

町、県、南越消防組合消防本部及び事業者は、危険物等災害が発生した場合、防災関係機関が相互に連携して的確な対応を図れるよう、総合的な防災訓練の実施に努めるとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を図る。

町は、当該防災訓練に積極的に参加又は協力するものとする。

第4章 災害応急対策計画

第1節 情報の収集・連絡、避難誘導等

第1 事業者等

事業者又は事故発見者は、危険物等災害が発生した場合、速やかに最寄りの消防機関、警察等防災関係機関にその旨を通報する。また付近住民ならびに近隣企業に通報する。

危険物施設等の責任者は、被害の概要を被災段階に応じて早急にとりまとめ、必要に応じて関係機関に通報する。

第2 県

県は町、関係機関、関係事業者から情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を危険物等の取扱規制担当省庁へ連絡する。

また、必要に応じて衛星車載局、防災ヘリコプター等を出動させ、被害情報を収集する。その際には、ヘリコプター等からの画像伝送の活用等により、早期の情報収集に努める。

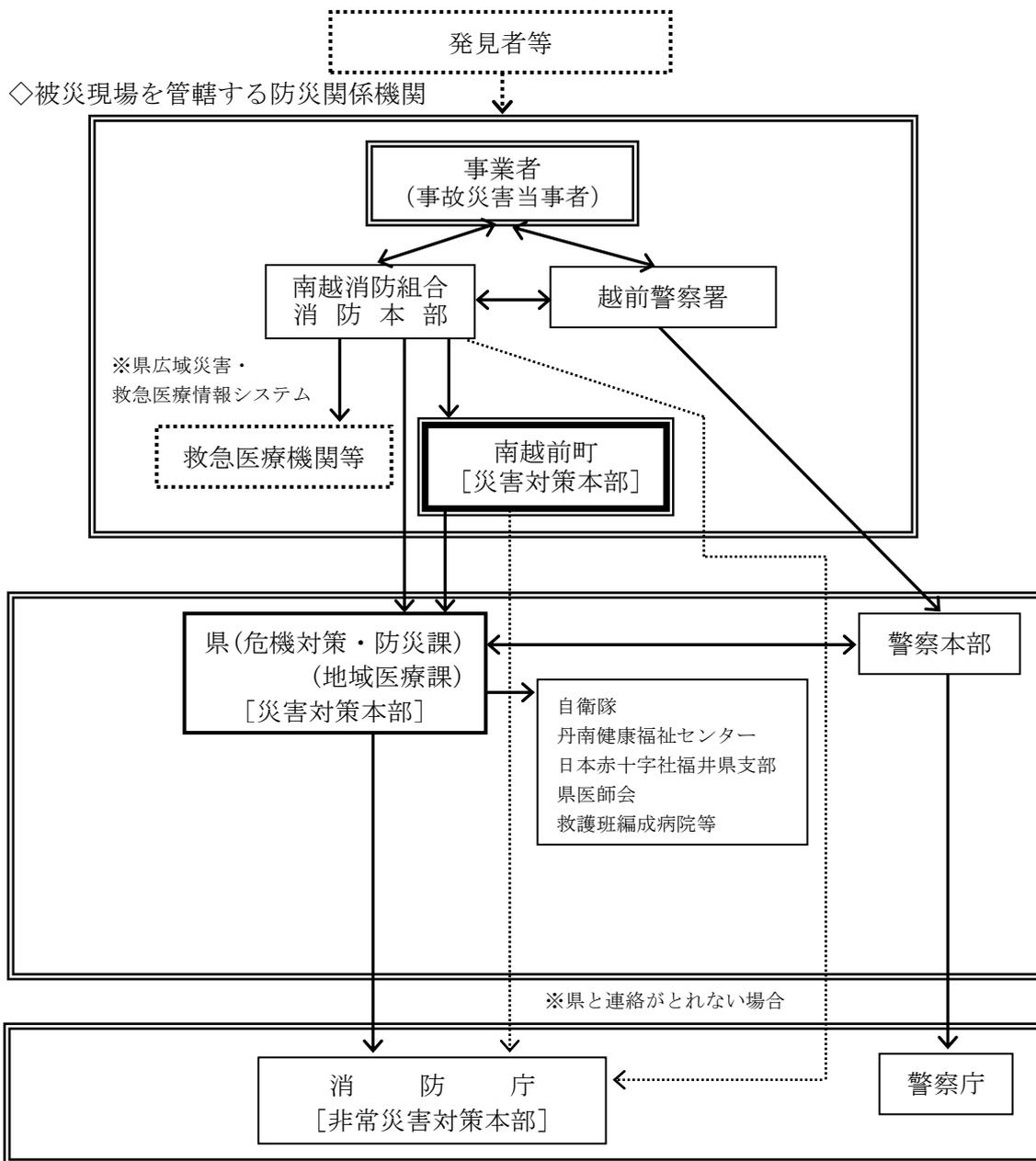
第3 町及び南越消防組合消防本部

町及び南越消防組合消防本部は事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を関係機関と連携して収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県及び越前警察署に報告する。また必要に応じて付近住民等の避難誘導を行い被害の拡大を防止する。

第4 情報の収集・連絡系統

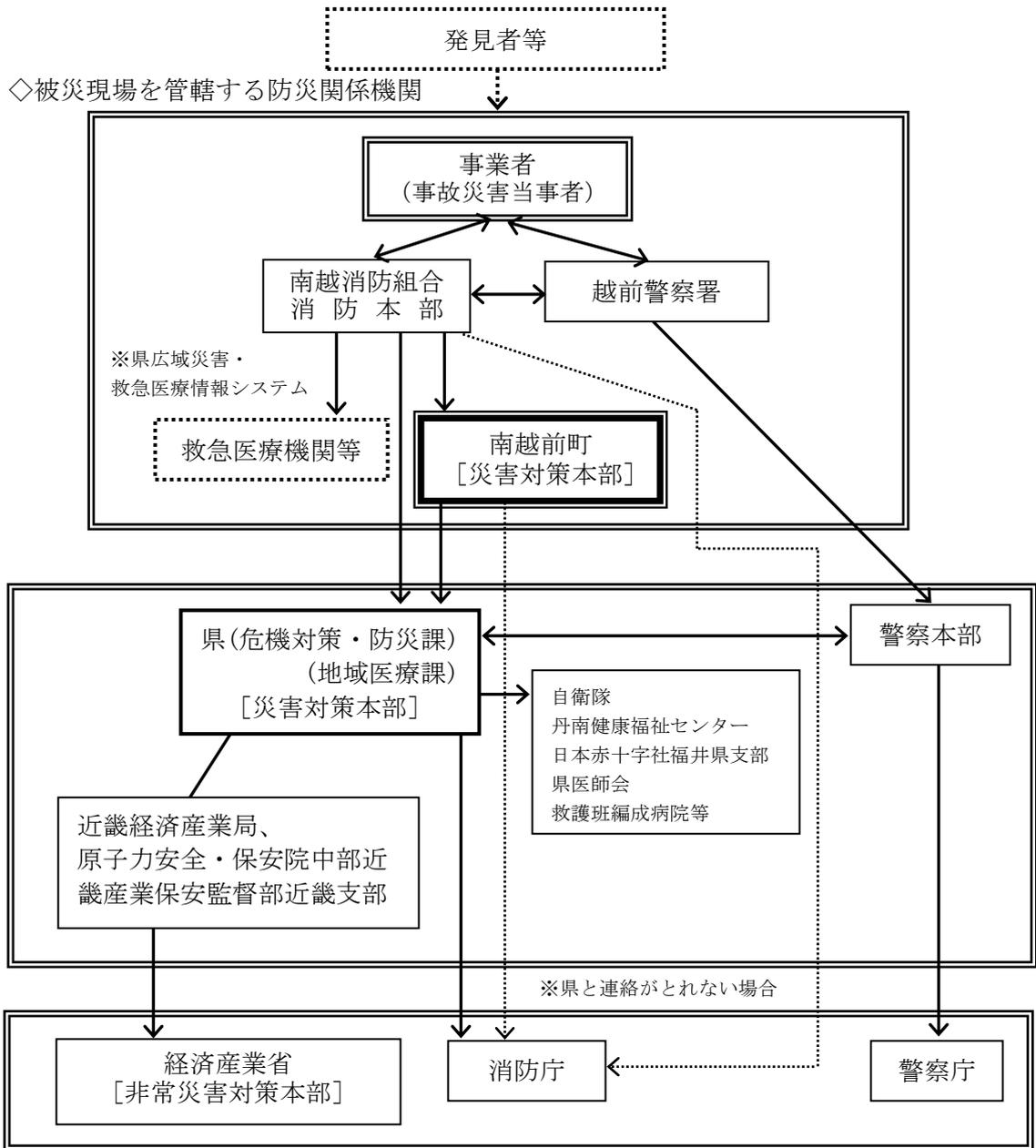
情報の主たる収集・連絡系統は次のとおりとする。

■情報収集・連絡系統図 [危険物等災害1 (危険物)]



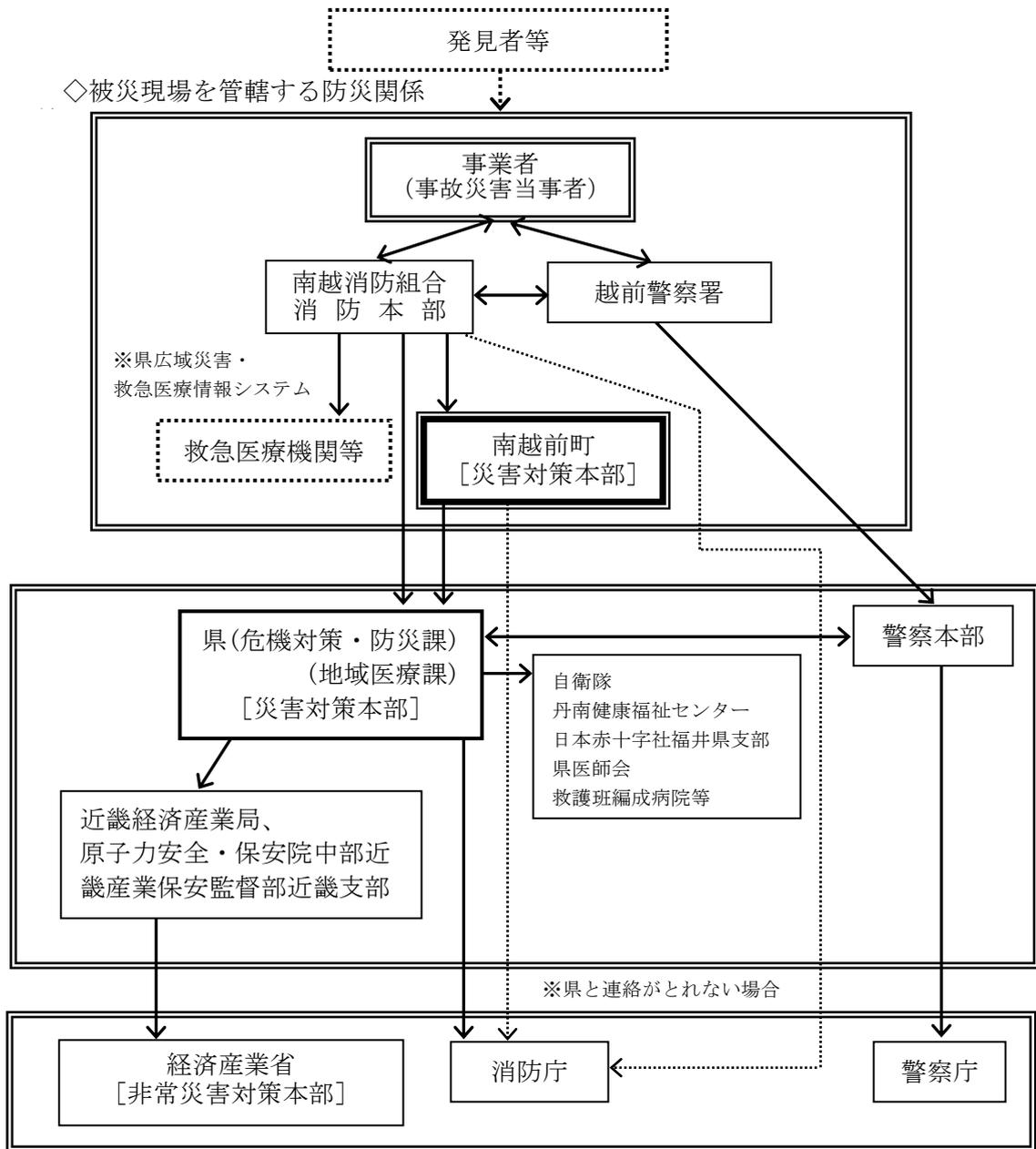
(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告すること。

■情報収集・連絡系統図 [危険物等災害2 (高圧ガス)]



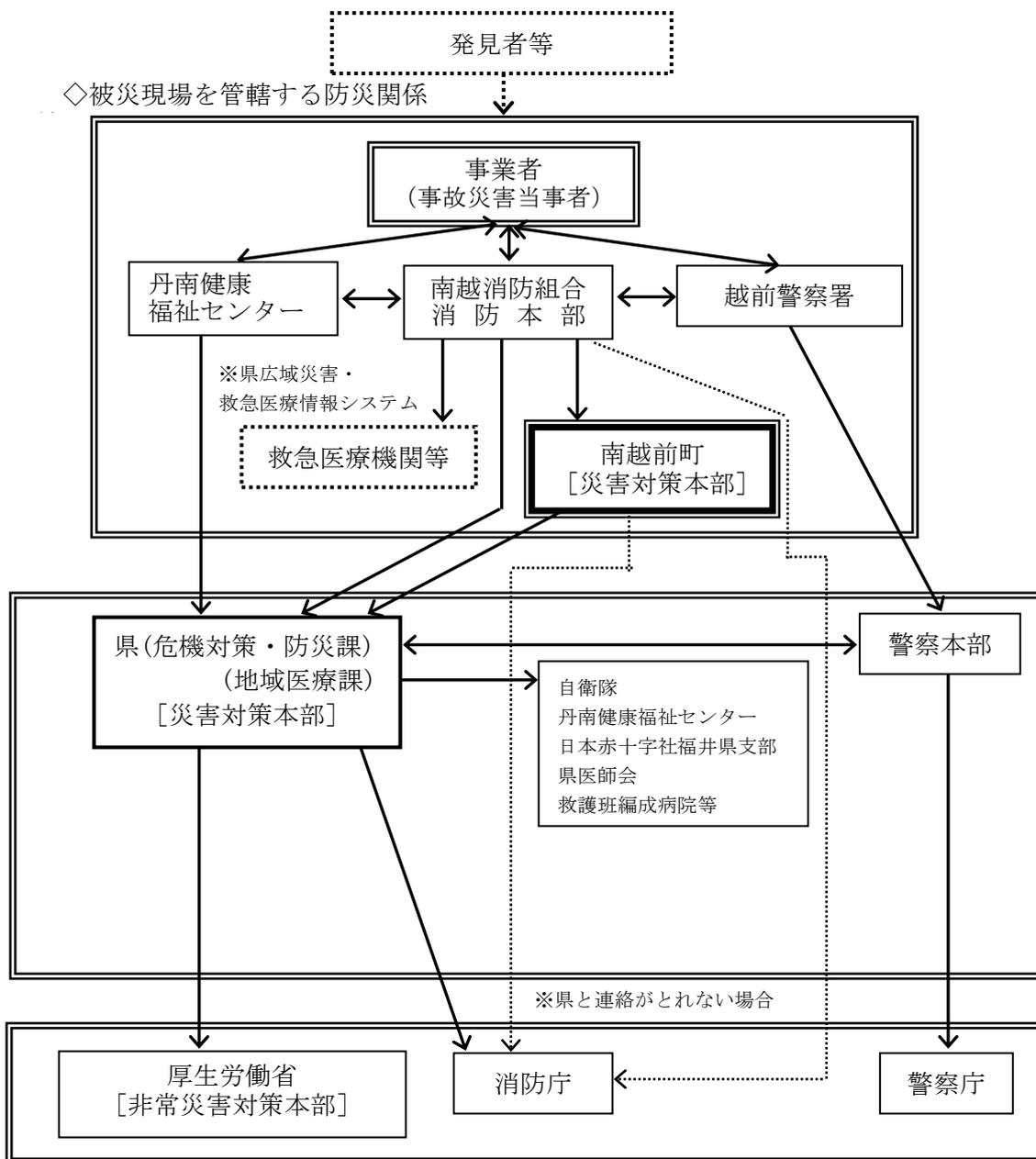
(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告すること。

■情報収集・連絡系統図 [危険物等災害3 (火薬類)]



(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告すること。

■情報収集・連絡系統図 [危険物等災害4 (毒物及び劇物)]



(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告すること。

第2節 活動体制等の確立

第1 活動体制の確立

町は、町内及びその周辺で鉄道災害が発生した場合には、直ちに初動対策班が初動活動を行うとともに、状況に応じて事故対策本部等を設置し、県及び防災関係機関と連携して応急対策を推進するための体制を確立する。また、事故対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に速やかに報告する。

第2 防災関係機関相互の連絡調整体制の確立

町は、県をはじめ警察本部、関係市町、南越消防組合消防本部、その他防災関係機関と情報の共有及び活動の調整を図るとともに、県が防災関係機関相互の連絡調整体制を確保するために「事故災害対策連絡調整会議」を設置した場合は必要に応じて会議に参加する。

第3 事業者の活動体制

事業者は、各自の防災計画等の定めるところにより、迅速かつ的確な災害応急対策を推進するための体制を確立するものとする。また、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に速やかに通報するものとする。

第3節 救援活動

危険物等災害防災関係機関は、危険物等災害発生による救助・救急、医療救護、消火等の救援活動を相互に連携して迅速かつ的確に実施する。

第1 災害の拡大防止活動

事業者は、危険物等災害発生時に的確な応急点検、応急措置等を講じるものとする。
県、町、越前警察署及び南越消防組合消防本部は、危険物等災害時に危険物等の流出及び拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングを始め、住民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令等適切な応急対策を実施するものとする。

第2 緊急輸送活動及び交通の確保

(1) 緊急輸送活動

負傷者等の搬送、救護班の派遣、その他救援活動のための要員や物資・資機材の輸送等緊急輸送活動は、災害応急対策を実施する機関が各々行うものとする。実施機関において対応できない場合は、これらの機関からの要請に基づき、県が自衛隊への災害派遣要請等により車両その他の輸送力を確保するものとする。

(2) 緊急輸送のための交通の確保

公安委員会は、緊急輸送活動を迅速かつ的確に行うため、災害応急対策の実施機関の活動状況を踏まえながら、必要に応じて一般車両の通行の禁止又は制限の措置を講じるものとする。

また、敦賀海上保安部は、海上において交通を確保する必要がある場合は、船舶の交通を制限し、又は禁止するものとする。

第3 救助・救急活動

(1) 救助活動

県、町、越前警察署、南越消防組合消防本部及び敦賀海上保安部は、大規模な救助活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施するものとする。

ア 南越消防組合消防本部

南越消防組合消防本部は、消防団も動員した救助活動を実施するとともに、必要に応じ「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプターの出動、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請するものとする。

イ 越前警察署（警察本部、公安委員会）

警察本部は、署部隊による救助活動を実施するとともに、必要に応じ、警察本部に対して、ヘリコプター、警備艇(海上での救助の場合)、その他本部部隊の出動を要請するものとし、警察本部は必要に応じて警察災害派遣隊の派遣等を要請するものとする。

また、円滑かつ的確な救助活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通（陸上）を確保するものとする。

ウ 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、県等からの要請に基づき、陸上での救助活動が必要であると判断した場合は、南越消防組合消防本部及び越前警察署の救助活動を支援するものとする。

また、必要に応じて、緊急輸送のための交通(海上)を確保するものとする。

エ 県

県は、町又は南越消防組合消防本部から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合は、救助活動に関し次の措置を講じるものとする。

(ア) 防災ヘリコプターの出動

(イ) 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

(ウ) 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請

(エ) 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

(オ) 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

(カ) 消防組織法第43条に基づく市町長又は消防長に対する指示

(2) 救急活動

県、町、越前警察署、南越消防組合消防本部及び敦賀海上保安部は、大規模な救急活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施するものとする。

ア 南越消防組合消防本部

南越消防組合消防本部は、消防団も動員した救急活動を実施するとともに、必要に応じ「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し、救護班の派遣、防災ヘリコプターの出動、緊急消防援助隊の派

遣、広域航空消防応援等を要請するものとする。

なお、搬送に当たっては、適切なトリアージ(傷病者の重症度による分類)を行うものとする。また、搬送先医療機関の選定に当たっては、県広域災害・救急医療情報システムを的確に活用するとともに、救急活動を実施する他の防災関係機関に対してその情報を提供するものとする。

イ 越前警察署(公安委員会)

公安委員会は、円滑かつ的確な救急活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通(陸上)を確保するものとする。

ウ 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、円滑かつ的確な救急活動のため、必要に応じて、緊急輸送のための交通(海上)を確保するものとする。

エ 県

県は、町又は南越消防組合消防本部から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合は、救急活動に関し次の措置を講じるものとする。

(ア) 救護班の派遣命令・要請

(イ) 県広域災害・救急医療情報システムの的確な運用

(ウ) 防災ヘリコプターの出動

(エ) 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

(オ) 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請

(カ) 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

(キ) 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

(ク) 消防組織法第43条に基づく市町長又は消防長に対する指示

第4 医療救護活動

県、町、越前警察署、南越消防組合消防本部、敦賀海上保安部、日本赤十字社福井県支部及び(社)福井県医師会は、救護班の派遣等の医療救護活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施する。

(1) 実施体制

ア 町

町は、南越消防組合消防本部から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合、負傷者の手当て、医師の確保、救護所の設置、医薬品等の手配等必要な措置を講ずるものとする。また、町の医療活動で対処できない場合は、県等に協力を要請するものとする。

イ 県

(ア) 県は、町から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合、負傷者の手当て、医師等の確保、救護所の設置、医薬品等の手配等必要な措置を講ずるものとする。

(イ) 県健康福祉センター及び県立病院は、災害時医療に当たるものとする。

(ウ) 県健康福祉センターは、管轄地内の医療情報収集の拠点として、災害時の医療情報の集中管理を行うものとする。

(エ) 県は、町から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合、日本赤十字社福井県支部、(社)福井県医師会、その他公的医療機関に対し協力を要請し、広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。

(オ) 県は、県広域災害・救急医療情報システムを的確に運用するものとする。

(カ) 県は、必要に応じ応援協定を締結している府県に応援を要請するものとする。

ウ 越前警察署(公安委員会)

公安委員会は、円滑かつ的確な医療救護活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通(陸上)を確保するものとする。

エ 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、円滑かつ的確な医療救護活動のため、必要に応じて、緊急輸送のための交通(海上)を確保するものとする。

(2) 被災現場での医療救護活動

県は、救護班、県健康福祉センター等と連携して、被災現場に医療救護所を設置し、患者の応急処置及びトリアージ(傷病者の重症度による分類)を行い、必要がある場合には後方支援病院に対して傷病者の収容の要請を行うものとする。

また、救急病院等を医療救護所の拠点とするほか、災害拠点病院等を医療救護所の後方支援病院として、医療救護所からの重篤患者の受入れ、調整等を行うものとする。

県立病院は、医療救護所の後方支援病院の役割を果たすとともに、三次救急医療を担う救命救急センターとして広範囲熱傷や挫滅症候群等の特殊疾患患者の救命救急に当たるものとする。

なお、県は、患者、医療従事者、医療資機材等の搬送に当たっては、ヘリコプターの活用等迅速な対応を図るための措置を講じるものとする。

第5 消火活動

県、町、越前警察署、南越消防組合消防本部及び敦賀海上保安部は、大規模な消火活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施するものとする。

(1) 南越消防組合消防本部

南越消防組合消防本部は、消防団も動員した消火活動を実施するとともに、必要に応じ「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプターの出動、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請するものとする。

(2) 越前警察署(公安委員会)

公安委員会は、円滑かつ的確な消火活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通(陸上)を確保するものとする。

(3) 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、海上で消火活動を行う必要がある場合、巡視船艇、航空機等を出動させ消火活動を実施し、必要な場合は、防災関係機関の応援を求めるものとする。

また、円滑かつ的確な消火活動のため、必要に応じて、緊急輸送のための交通(海上)を確保するものとする。

(4) 県

県は、町又は南越消防組合消防本部から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合は、消火活動に関し次の措置を講じるものとする。

ア 防災ヘリコプターの出動

イ 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

ウ 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請

エ 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

オ 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

カ 消防組織法第43条に基づく市町長又は消防長に対する指示

第6 危険物等の防除活動

越前警察署及び南越消防組合消防本部は、事業者から流出物の種類、特性等に関する情報を入手することにより、関係機関と連携して危険物等の特性に応じた防除活動を実施するとともに、必要に応じて付近住民等の避難誘導等を行うものとする。

第7 施設及び設備の応急復旧

県及び町等は、専門技術をもつ人材等を活用して、施設及び設備の緊急点検を行うとともに、これらの被害状況等を把握し、施設の応急復旧を速やかに行うものとする。

第4節 広報活動

町は県及び防災関係機関と連携して、事故災害の発生場所、被害状況、応急対策の状況、交通規制の情報等について、迅速に住民への周知を図るとともに、安否情報、医療機関の情報、応急対策の情報、交通規制の情報など被災者の家族等に役立つ情報を適切に提供する。

第1 被災者の家族等への情報の提供

町は、防災関係機関と連携し、被災者の家族等のニーズを充分把握し、危険物等災害の状況、安否情報、医療機関の情報、応急対策の状況、交通規制の情報などの被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供するものとする。

第2 住民への情報の提供

町は、防災関係機関と連携し、住民に対し、危険物等災害の状況、安否情報などのニーズに応じた情報を積極的に提供するものとする。

第6部 大規模な火事災害対策

第1章 想定する大規模な火事災害

- (1) 災害の発生場所
本町内及びその周辺の住宅密集地、特殊建築物等
- (2) 被災者等
 - ア 火災発生場所
 - イ 火災発生場所周辺の住民等

第2章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務

第1 南越前町

- (1) 火災に強いまちづくりの推進
- (2) 防災空間の整備
- (3) 出火予防対策の推進
- (4) 延焼予防対策の推進
- (5) 情報の収集・連絡体制の強化
- (6) 初動体制の充実
- (7) 大規模な火事災害を想定した総合的な防災訓練の実施
- (8) 情報の収集・連絡、避難誘導等
- (9) 活動体制等の確立
- (10) 医療救護活動の実施及び調整
- (11) 施設及び設備の応急復旧
- (12) 広報活動の実施

第2 南越消防組合消防本部

- (1) 出火予防対策の推進
- (2) 延焼予防対策の推進
- (3) 情報の収集・連絡体制の強化
- (4) 初動体制の充実
- (5) 県広域災害・救急医療情報システムの習熟
- (6) 大規模な火事災害を想定した総合的な防災訓練の実施
- (7) 情報の収集・連絡、避難誘導等
- (8) 活動体制等の確立
- (9) 救助・救急活動の実施
- (10) 消火活動の実施
- (11) 広報活動の実施

第3 福井県

- (1) 火災に強いまちづくりの推進
- (2) 防災空間の整備
- (3) 出火予防対策の推進
- (4) 延焼予防対策の推進
- (5) 情報の収集・連絡体制の強化
- (6) 初動体制の充実
- (7) ヘリコプター受援体制の充実強化
- (8) 県広域災害・救急医療情報システムの習熟
- (9) 情報の収集・連絡
- (10) 大規模な火事災害を想定した総合的な防災訓練の実施
- (11) 活動体制等の確立

- (12) 緊急輸送活動の支援及び調整
- (13) 救助・救急活動に係る応援要請等
- (14) 医療救護活動の実施、応援要請等
- (15) 消火活動に係る応援要請等
- (16) 施設及び設備の応急復旧

第4 越前警察署

- (1) 情報の収集・連絡体制の強化
- (2) 初動体制の充実
- (3) 大規模な火事災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- (4) 情報の収集・連絡、避難誘導等
- (5) 活動体制等の確立
- (6) 緊急輸送のための交通の確保
- (7) 救助活動の実施
- (8) 広報活動の実施

第5 東京管区気象台（福井地方気象台）

- (1) 火災気象通報の実施

第6 敦賀海上保安部

- (1) 大規模な火事災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- (2) 緊急輸送のための交通の確保

第7 自衛隊

- (1) 大規模な火事災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- (2) 部隊の災害派遣

第8 日本赤十字社（福井県支部）

- (1) 情報の収集・連絡体制の強化
- (2) 初動体制の充実
- (3) 県広域災害・救急医療情報システムの習熟
- (4) 大規模な火事災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- (5) 情報の収集・連絡
- (6) 活動体制等の確立
- (7) 救護班の派遣命令等
- (8) 広報活動の実施

第9 （社）福井県医師会

- (1) 情報の収集・連絡体制の強化
- (2) 初動体制の充実
- (3) 県広域災害・救急医療情報システムの習熟

- (4) 大規模な火事災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- (5) 情報の収集・連絡
- (6) 活動体制等の確立
- (7) 救護班の派遣要請等
- (8) 広報活動の実施

第3章 災害予防計画

第1節 火災につよいまちづくりの推進

第1 密集住宅地の防災対策

町は、火事による被害を防止・軽減するため土地利用の規制・誘導や避難地・道路の整備を推進するとともに、建築物の不燃化等の施策を推進する。

また、低層の木造住宅が密集する地区について、耐火建築物の建築、公園・広場・道路等の公共施設の整備、オープンスペースの確保などにより、安全で快適な防災生活空間の創造を図るため、住民と協議を進める。

第2 公共施設の防災対策

町は、公共施設について、建物の立地や構造の安全性、施設設備等に係る防災機能のチェックを行い、必要に応じて改善を図る。また、一部施設が被災して機能しない場合に他の施設でその機能を補完するような、代替性のある災害に強いシステムづくりを推進する。

第2節 防災空間の整備

第1 道路空間の整備

町は、広域的な防災体制及び地域的な防災体制を確立するため、被災時の交通の確保を考慮した道路の計画的な整備を推進する。

緊急交通路に指定されている道路については、道路管理者に対し防災機能の充実を促すとともに、災害時における交通規制等の体制整備を図る。

その他の道路については、災害により緊急交通路が不通となった場合の代替経路となる路線を中心に、災害時の避難活動等に支障のないよう必要な整備を図る。

第2 河川空間の整備

町は、災害時の防災空間としての利用を図るため、河川敷にヘリポート、緊急用道路、船着場等の整備を検討する。

第3 公園・緑地の整備

住宅地においては、防火帯として機能し、災害時の一時避難所となるオープンスペースを確保するため、公園や緑地等の整備を検討する。

第4 漁港の整備

緊急物資の集積拠点としての機能が求められる甲楽城漁港については、災害時の避難所や緊急物資の保管用地として利用できるオープンスペースの確保を図る。

第3節 出火予防対策の推進

第1 住民に対する防火意識の啓発

住民への火災防止思想の普及に努めるとともに、火気器具の取扱い、消火器の使用方法等について指導を行い、火災の防止と消火の徹底を図る。

ア 広報活動

広報車、消防車、広報誌、放送設備などの広報媒体を通じ、防火知識の普及と防火意識の高揚を図る。

イ 消防訓練等の実施

ウ 自主防災組織における初期消火活動の指導

第2 事業所に対する火災予防対策

ア 立入検査の強化

消防法に基づく立入検査を実施し、恒常的な防火対象物の状況把握に努め、火災発生危険箇所の発見と予防対策の指導強化を図る。

イ 防火管理者制度の推進

消防法に基づき選任された防火管理者に対し、消防計画の作成、防災訓練の実施、消防用設備の点検、火気使用の監督、収容人員の管理、その他防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

ウ 消防用設備の充実

防火対象物に設置する消防用設備等の充実及び安全性強化を指導する。

第4節 延焼予防対策の推進

第1 一般建築物の不燃化対策

町は、火災の延焼を阻止し、最小限の被害に止めるため、一般建築物の不燃化を推進する。

ア 木造建築物について、屋根の不燃化及び外壁の延焼防止等建築基準法に定める基準の遵守を徹底する。

イ 不特定多数の人の用に供する特殊建築物、火災発生危険度の高い建築物及び危険物取扱施設については、耐火建築物又は準耐火建築物とするなど建築物不燃・耐火化を徹底する。

ウ 不特定多数の人の用に供する特殊建築物、3階以上の建築物、延べ床面積が1,000㎡を超える建築物、無窓建築物及び火気使用室等は、壁、天井の仕上げに不燃材料等を使用するよう徹底する。

第2 避難地・避難路周辺の安全確保

避難地・避難路周辺の安全確保及び初期消火体制を確保するため、避難所を対象として防火水槽・貯水槽の設置及び可搬式動力ポンプを配備し、地域住民の安全確保を図る。

第3 消防力の強化

(1) 消防体制の強化

町及び南越消防組合は、複雑多様化、大規模化する火災その他の災害に対処するため、広域消防体制の整備を促進するとともに、消防に関し協定を結び、相互に応援する体制を充実強化する。

(2) 人的消防力の強化

ア 消防職団員の充足

「消防力の整備指針」に基づき、消防職員の充足及び消防団員の確保を推進する。

イ 消防団の活性化対策の推進

消防団への青年、婦人層の参加を促進し、消防団の施設、装備の充実強化を図るとともに、啓発活動を積極的に推進する。

ウ 消防職団員の教育訓練

防災に関する知識及び技術の向上を図るため、消防職団員を県消防学校及び消防大学校に派遣するほか、一般教養訓練の計画を作成し実施する。

(3) 物的消防力の強化

ア 消防施設の強化

「消防力の整備指針」に基づき、消防施設の充実強化を図る。

イ 消防水利の強化

「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づき、消防水利の強化を図る。

- ・消火栓及び防火水槽の整備を促進するとともに、自然水利の整備確保を図る。また、防火水槽については耐震化を推進する。
- ・消防水利の不足又は道路事情により消防活動が困難な地域に対しては、消防水利の増設及び可搬式動力ポンプの整備を促進し、地域の消火体制の強化を図る。

ウ 消防施設等の整備点検

- ・火災その他の災害に際して行動を迅速に行うため、消防ポンプ自動車等の整備及び点検を実施し、性能の維持向上と即応体制の確立を期する。

第5節 情報の収集・連絡体制の整備

第1 情報収集・連絡体制の強化

適切な災害応急対策を実施するため、情報を迅速かつ的確に収集し、相互にまた他の防災関係機関に連絡できるよう、情報の収集・連絡手段の高度化に努めるものとする。

また、情報が確実に収集・連絡できるよう、連絡網の整備（夜間・休日を含む）及び情報の収集・連絡訓練の実施に努めるものとする。

第2 大規模な火事災害を想定した総合的な防災訓練の実施

県、町及び南越消防組合は、大規模な火事災害が発生した場合、防災関係機関が相互に連携して的確な対応を図れるよう、総合的な防災訓練の実施に努めるとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を図るものとする。

第4章 災害応急対策計画

第1節 情報の収集・連絡、避難誘導等

第1 火災原因者等

火災原因者又は火災発見者は、火災を発見した場合、速やかに最寄りの消防機関に火災の状況等を連絡する。

第2 南越消防組合消防本部

南越消防組合消防本部は被害情報の把握に努め、把握した情報を町、越前警察署及び県に連絡する。また必要に応じて付近住民等の避難誘導、警戒区域の設定等を行い被害の拡大防止を図る。

第3 県

県は町、関係機関、関係事業者から情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に連絡する。

またヘリコプター等からの画像伝送の活用等により、早期の情報収集に努める。

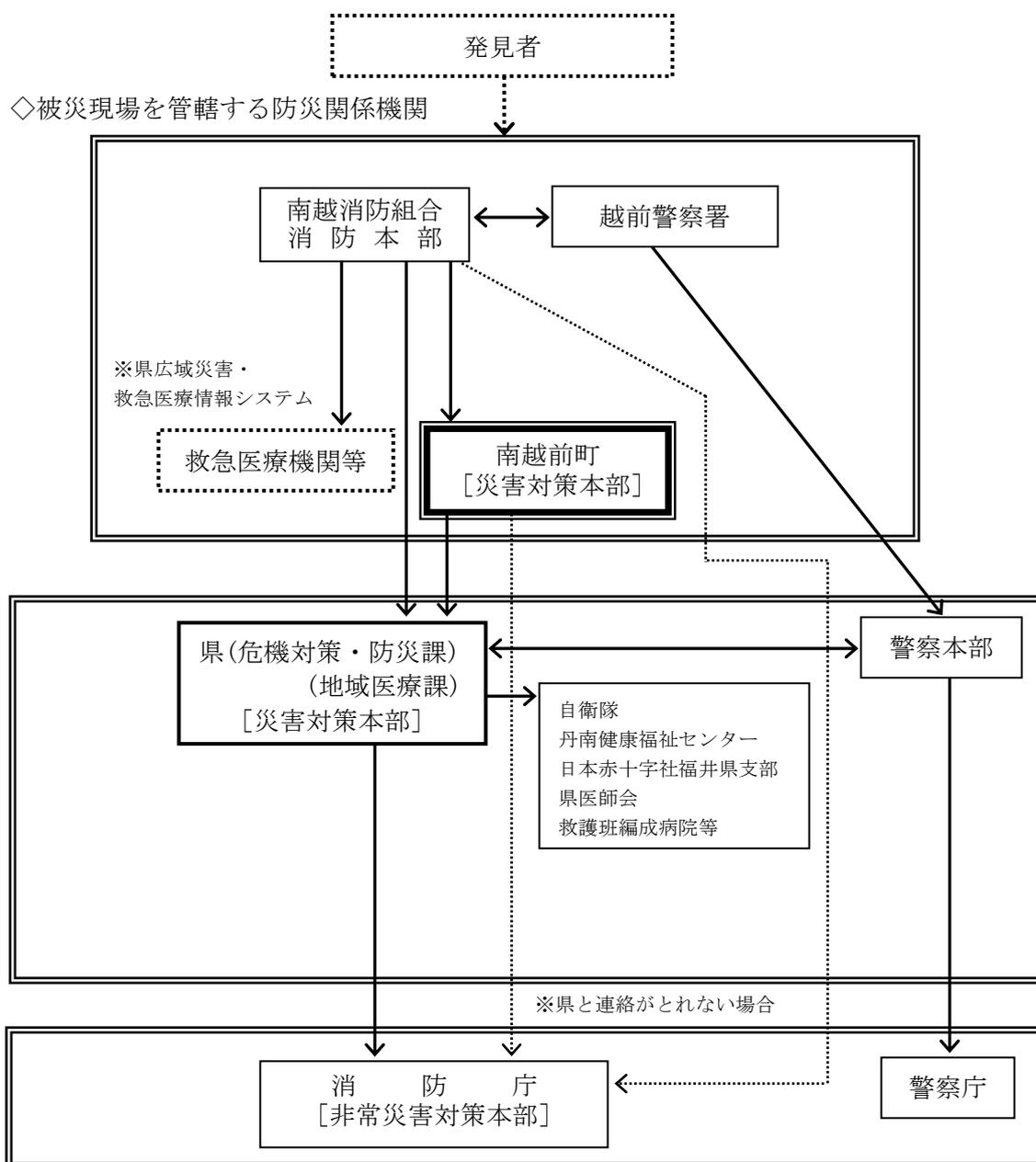
第4 町

町は火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を関係機関等と連携して収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県及び越前警察署に連絡する。また必要に応じて付近住民等の避難誘導、警戒区域の設定等を行い被害の拡大防止を図る。

第5 情報の収集・連絡系統

情報の主たる収集・連絡系統は次のとおりとする。

■情報収集・連絡系統図（大規模な火事災害）



(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告すること。

第2節 活動体制等の確立

第1 活動体制の確立

町は、町内及びその周辺で鉄道災害が発生した場合には、直ちに初動対策班が初動活動を行うとともに、状況に応じて事故対策本部等を設置し、県及び防災関係機関と連携して応急対策を推進するための体制を確立する。また、事故対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に速やかに報告する。

第2 防災関係機関相互の連絡調整体制の確立

町は、県をはじめ警察本部、関係市町、南越消防組合消防本部、その他防災関係機関と情報の共有及び活動の調整を図るとともに、県が防災関係機関相互の連絡調整体制を確保するために「事故災害対策連絡調整会議」を設置した場合は必要に応じて会議に参加する。

第3節 救援活動

南越消防組合消防本部、町及び県など火事災害防災関係機関は、大規模な火事災害発生による救助・救急、医療救護、消火等の救援活動を相互に連携して迅速かつ的確に実施する。

第1 緊急輸送活動及び交通の確保

(1) 緊急輸送活動

負傷者等の搬送、救護班の派遣、その他救援活動のための要員や物資・資機材の輸送等緊急輸送活動は、災害応急対策を実施する機関が各々行うものとする。実施機関において対応できない場合は、これらの機関からの要請に基づき、県が自衛隊への災害派遣要請等により車両その他の輸送力を確保するものとする。

(2) 緊急輸送のための交通の確保

公安委員会は、緊急輸送活動を迅速かつ的確に行うため、災害応急対策の実施機関の活動状況を踏まえながら、必要に応じて一般車両の通行の禁止又は制限の措置を講じるものとする。

また、敦賀海上保安部は、海上において交通を確保する必要がある場合は、船舶の交通を制限し、又は禁止するものとする。

第2 救助・救急活動

(1) 救助活動

県、町、越前警察署、南越消防組合消防本部及び敦賀海上保安部は、大規模な救助活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施するものとする。

ア 南越消防組合消防本部

南越消防組合消防本部は、消防団も動員した救助活動を実施するとともに、必要に応じ「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプターの出動、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消

防応援等を要請するものとする。

イ 越前警察署（警察本部、公安委員会）

警察本部は、署部隊による救助活動を実施するとともに、必要に応じ、警察本部に対して、ヘリコプター、警備艇（海上での救助の場合）、その他本部部隊の出動を要請するものとし、警察本部は必要に応じて警察災害派遣隊の派遣等を要請するものとする。

また、円滑かつ的確な救助活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通（陸上）を確保するものとする。

ウ 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、円滑かつ的確な救助活動のため、必要に応じて、緊急輸送のための交通（海上）を確保するものとする。

エ 県

県は、町又は南越消防組合消防本部から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合は、救助活動に関し次の措置を講じるものとする。

(ア) 防災ヘリコプターの出動

(イ) 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

(ウ) 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請

(エ) 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

(オ) 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

(カ) 消防組織法第43条に基づく市町長又は消防長に対する指示

(2) 救急活動

県、町、越前警察署、南越消防組合消防本部及び敦賀海上保安部は、大規模な救急活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に救急活動を実施するものとする。

ア 南越消防組合消防本部

南越消防組合消防本部は、消防団も動員した救急活動を実施するとともに、必要に応じ「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し、救護班の派遣、防災ヘリコプターの出動、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請するものとする。

なお、搬送に当たっては、適切なトリアージ（傷病者の重症度による分類）を行うものとする。また、搬送先医療機関の選定に当たっては、県広域災害・救急医療情報システムを的確に活用するとともに、救急活動を実施する他の防災関係機関に対してその情報を提供するものとする。

イ 越前警察署（公安委員会）

公安委員会は、円滑かつ的確な救急活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通（陸上）を確保するものとする。

ウ 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、円滑かつ的確な救急活動のため、必要に応じて、緊急輸送のための交通（海上）を確保するものとする。

エ 県

県は、町又は南越消防組合消防本部から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合は、救急活動に関し次の措置を講じるものとする。

- (ア) 救護班の派遣命令・要請
- (イ) 県広域災害・救急医療情報システムの的確な運用
- (ウ) 防災ヘリコプターの出動
- (エ) 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請
- (オ) 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請
- (カ) 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請
- (キ) 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請
- (ク) 消防組織法第43条に基づく市町長又は消防長に対する指示

第3 医療救護活動

県、町、越前警察署、南越消防組合消防本部、敦賀海上保安部、日本赤十字社福井県支部及び(社)福井県医師会は、救護班の派遣等の医療救護活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施する。

(1) 実施体制

ア 町

町は、南越消防組合消防本部から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合、負傷者の手当て、医師の確保、救護所の設置、医薬品等の手配等必要な措置を講ずるものとする。また、町の医療活動で対処できない場合は、県等に協力を要請するものとする。

イ 県

- (ア) 県は、町から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合、負傷者の手当て、医師等の確保、救護所の設置、医薬品等の手配等必要な措置を講ずるものとする。
- (イ) 県健康福祉センター及び県立病院は、災害時医療に当たるものとする。
- (ウ) 県健康福祉センターは、管轄地内の医療情報収集の拠点として、災害時の医療情報の集中管理を行うものとする。
- (エ) 県は、町から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合、日本赤十字社福井県支部、(社)福井県医師会、その他公的医療機関に対し協力を要請し、広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。
- (オ) 県は、県広域災害・救急医療情報システムを的確に運用するものとする。
- (カ) 県は、必要に応じ応援協定を締結している府県に応援を要請するものとする。

ウ 越前警察署（公安委員会）

公安委員会は、円滑かつ的確な医療救護活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通（陸上）を確保するものとする。

エ 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、円滑かつ的確な医療救護活動のため、必要に応じて、緊

急輸送のための交通（海上）を確保するものとする。

(2) 被災現場での医療救護活動

県は、救護班、県健康福祉センター等と連携して、被災現場に医療救護所を設置し、患者の応急処置及びトリアージ（傷病者の重症度による分類）を行い、必要がある場合には後方支援病院に対して傷病者の収容の要請を行うものとする。

また、救急病院等を医療救護所の拠点とするほか、災害拠点病院等を医療救護所の後方支援病院として、医療救護所からの重篤患者の受入れ、調整等を行うものとする。

県立病院は、医療救護所の後方支援病院の役割を果たすとともに、三次救急医療を担う救命救急センターとして広範囲熱傷や挫滅症候群等の特殊疾患患者の救命救急に当たるものとする。

なお、県は、患者、医療従事者、医療資機材等の搬送に当たっては、ヘリコプターの活用等迅速な対応を図るための措置を講じるものとする。

第4 消火活動

県、町、越前警察署、南越消防組合消防本部及び敦賀海上保安部は、相互に連携して迅速かつ的確に消火活動を実施するものとする。

(1) 南越消防組合消防本部

南越消防組合消防本部は、消防団も動員した消火活動を実施するとともに、必要に応じ「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプターの出動、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請するものとする。

(2) 越前警察署(公安委員会)

公安委員会は、円滑かつ的確な消火活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通（陸上）を確保するものとする。

(3) 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、円滑かつ的確な消火活動のため、必要に応じて、緊急輸送のための交通(海上)を確保するものとする。

(4) 県

県は、町又は南越消防組合消防本部から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合は、消火活動に関し次の措置を講じるものとする。

ア 防災ヘリコプターの出動

イ 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

ウ 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請

エ 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

オ 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

カ 消防組織法第43条に基づく市町長又は消防長に対する指示

第5 施設及び設備の応急復旧

県、町は、専門技術を持つ人材等を活用して、それぞれの所管する施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設

の応急復旧を速やかに行うものとする。

第4節 広報活動

町は県及び防災関係機関と連携して、事故災害の発生場所、被害状況、応急対策の状況、交通規制の情報等について、迅速に住民への周知を図るとともに、安否情報、医療機関の情報、応急対策の情報、交通規制の情報など被災者の家族等に役立つ情報を適切に提供する。

第1 被災者の家族等への情報の提供

町は、防災関係機関と連携し、被災者の家族等のニーズを充分把握し、大規模な火事災害の状況、安否情報、医療機関の情報、応急対策の状況、交通規制の情報などの被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供するものとする。

第2 住民への情報の提供

町は、防災関係機関と連携し、住民に対し、大規模な火事災害の状況、安否情報などのニーズに応じた情報を積極的に提供するものとする。

第7部 林野火災対策

第1章 想定する林野火災

本町及びその周辺地域における、火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災

第2章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務

第1 南越前町

- (1) 防火思想の普及
- (2) 監視体制の強化
- (3) 予防施設及び林野火災対策用資機材の整備
- (4) 消防体制の整備
- (5) 情報の収集・連絡体制の強化
- (6) 初動体制の充実
- (7) 林野火災を想定した総合的な防災訓練の実施
- (8) 情報の収集・連絡、避難誘導等
- (9) 活動体制等の確立
- (10) 医療救護活動の実施及び調整
- (11) 二次災害の防止
- (12) 広報活動の実施
- (13) 被災施設の復旧等

第2 南越消防組合消防本部

- (1) 防火思想の普及
- (2) 監視体制の強化
- (3) 予防施設及び林野火災対策用資機材の整備
- (4) 消防体制の整備
- (5) 情報の収集・連絡体制の強化
- (6) 初動体制の充実
- (7) 県広域災害・救急医療情報システムの習熟
- (8) 林野火災を想定した総合的な防災訓練の実施
- (9) 情報の収集・連絡、避難誘導等
- (10) 活動体制等の確立
- (11) 救助・救急活動の実施
- (12) 消火活動の実施
- (13) 広報活動の実施

第3 福井県

- (1) 防火思想の普及
- (2) 監視体制の強化
- (3) 予防施設及び林野火災対策用資機材の整備
- (4) 情報の収集・連絡体制の強化
- (5) 初動体制の充実
- (6) ヘリコプター受援体制の充実強化
- (7) 県広域災害・救急医療情報システムの習熟
- (8) 林野火災を想定した総合的な防災訓練の実施

- (9) 情報の収集・連絡
- (10) 活動体制等の確立
- (11) 緊急輸送活動の支援及び調整
- (12) 救助・救急活動に係る応援要請等
- (13) 医療救護活動の実施、応援要請等
- (14) 消火活動に係る応援要請等
- (15) 二次災害の防止
- (16) 広報活動の実施
- (17) 被災施設の復旧等

第4 越前警察署

- (1) 情報の収集・連絡体制の強化
- (2) 初動体制の充実
- (3) 林野火災を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- (4) 情報の収集・連絡、避難誘導等
- (5) 活動体制等の確立
- (6) 緊急輸送のための交通の確保
- (7) 救助活動の実施
- (8) 広報活動の実施

第5 東京管区気象台（福井地方気象台）

- (1) 火災気象通報の実施

第6 近畿中国森林管理局（福井森林管理署）

- (1) 防火思想の普及
- (2) 監視体制の強化
- (3) 予防施設及び林野火災対策用資機材の整備
- (4) 情報の収集・連絡体制の強化
- (5) 初動体制の充実
- (6) 林野火災を想定した総合的な防災訓練の実施
- (7) 情報の収集・連絡、避難誘導等
- (8) 活動体制等の確立
- (9) 二次災害の防止
- (10) 広報活動の実施
- (11) 被災施設の復旧等

第7 自衛隊

- (1) 林野火災を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- (2) 部隊の災害派遣

第8 日本赤十字社（福井県支部）

- (1) 情報の収集・連絡体制の強化
- (2) 初動体制の充実
- (3) 県広域災害・救急医療情報システムの習熟
- (4) 林野火災を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- (5) 情報の収集・連絡
- (6) 活動体制等の確立
- (7) 救護班の派遣命令等
- (8) 広報活動の実施

第9 （社）福井県医師会

- (1) 情報の収集・連絡体制の強化
- (2) 初動体制の充実
- (3) 県広域災害・救急医療情報システムの習熟
- (4) 林野火災を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- (5) 情報の収集・連絡
- (6) 活動体制等の確立
- (7) 救護班の派遣要請等
- (8) 広報活動の実施

第3章 災害予防計画

第1節 防火意識の普及啓発

県、町、南越消防組合消防本部及び福井森林管理署は、森林組合等の協力を得て、火災多発期に、地域住民、森林労務従事者、林野工事従事者その他の入山者等(以下「入山者等」という)に対し、パンフレットの配布、ポスター及び標識の掲示等により、林野火災予防意識の普及啓発を図るものとする。

第2節 監視体制の強化

県、町、南越消防組合消防本部及び福井森林管理署は、乾燥注意報、強風注意報等が発表された時など林野火災の発生のおそれがあるときは、巡視及び監視を強化し、入山者等に対し、一層の防火意識を喚起し、火気取扱い上の指導を行って火災の発生を防止するものとする。

(1) 火災警報の発令及び周知徹底

ア 火災気象通報

福井地方気象台長は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第1項の規定に基づき、その状況を直ちに知事に通報するものとする。通報を受けた知事は、同法同条第2項の規定に基づき県防災行政無線等を通じて直ちにこれを市町長に通報するものとする。

イ 火災気象通報基準

福井地方気象台長は、全県又は嶺北・嶺南を分割して、当日の気象状況が次のいずれかの条件を満たしたとき、知事に対し火災気象通報を行うものとする。

(ア) 実効湿度が65%以下で最小湿度が30%以下になる見込みのとき

(イ) 平均風速12m/s以上の風が1時間以上続いて吹く見込みのとき、ただし降雨降雪中は通報しないこともある

ウ 火災警報の発令

町長は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況を火災の予防上危険であると認めるときには、火災警報を発し、入山者等に対する周知等必要な措置を講ずるものとする。

(2) 火入れの協議

町長は、火入れによる出火を防止するため、森林法第21条第1項の規定に基づく許可に当たっては、時期、許可条件等について、事前に南越消防組合消防本部と十分調整するものとする。また、火入れの場所が隣接市町に近接している場合には、当該市町に通知するものとする。

(3) たき火等の制限

町長は、気象状況によっては、入山者等に火を使用しないように指導するものとする。また、火災の警戒上特に必要と認めるときは、消防法第23条の規定に基づき、期間を限って一定区域内におけるたき火又は喫煙を制限するものとする。

第3節 予防施設及び林野火災対策用資機材の整備

県、町、南越消防組合消防本部及び福井森林管理署は、火災対策用施設はもとより、火気取扱場所及びこれに関する設備を整備するとともに、防護資機材の整備と備蓄を推進するものとする。

第4節 消防体制の整備

町及び南越消防組合消防本部は、県、福井森林管理署、自衛隊、越前警察署等の協力を得て、地域における総合的消防体制を確立するとともに、南越消防組合消防本部は、空中消火資機材等の取扱いに習熟するものとする。また、初期消火の徹底を期するため、森林組合等による自衛消防体制の組織化を図るものとする。

第5節 情報の収集・連絡体制の強化

(1) 情報の収集・連絡手段の高度化

県、町、越前警察署、南越消防組合消防本部、福井森林管理署、日本赤十字社福井県支部及び（社）福井県医師会は、適切な災害応急対策を実施するため、情報を迅速かつ的確に収集し、相互にまた他の防災関係機関に連絡できるよう、情報の収集・連絡手段の高度化に努めるものとする。

(2) 情報の連絡様式の標準化

県、町、越前警察署、南越消防組合消防本部、福井森林管理署は、情報を円滑に連絡できるよう、情報の連絡様式の標準化を図るものとする。なお、林野火災マップについては、相互に共有しておき、発災場所の連絡等が円滑に図れるようにしておくものとする。

(3) 情報の収集・連絡

県、町、越前警察署、南越消防組合消防本部、福井森林管理署、日本赤十字社福井県支部及び（社）福井県医師会は、情報を確実に収集・連絡できるよう、連絡網の整備（夜間・休日を含む）及び情報の収集・連絡訓練の実施に努めるものとする。

第6節 林野火災を想定した総合的な防災訓練の実施等

県、町、南越消防組合消防本部及び福井森林管理署は、大規模な火事災害が発生した場合、防災関係機関が相互に連携して的確な対応を図れるよう、総合的な防災訓練の実施に努める。

第4章 災害応急対策計画

第1節 情報の収集・連絡、避難誘導等

第1 火災原因者等

火災原因者又は火災発見者は、林野火災を発見した場合、速やかに町、消防機関、警察等防災関係機関に、火災の状況等を連絡する。

第2 南越消防組合消防本部

南越消防組合消防本部は被害情報の把握に努め、把握した情報を町、越前警察署、県及び福井森林管理署に連絡する。また必要に応じて付近住民等の避難誘導、警戒区域の設定等を行い、被害の拡大防止に努める。

第3 県

県は町、関係機関、関係事業者から情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に連絡する。

またヘリコプター等からの画像伝送の活用等により、早期の情報収集に努める。

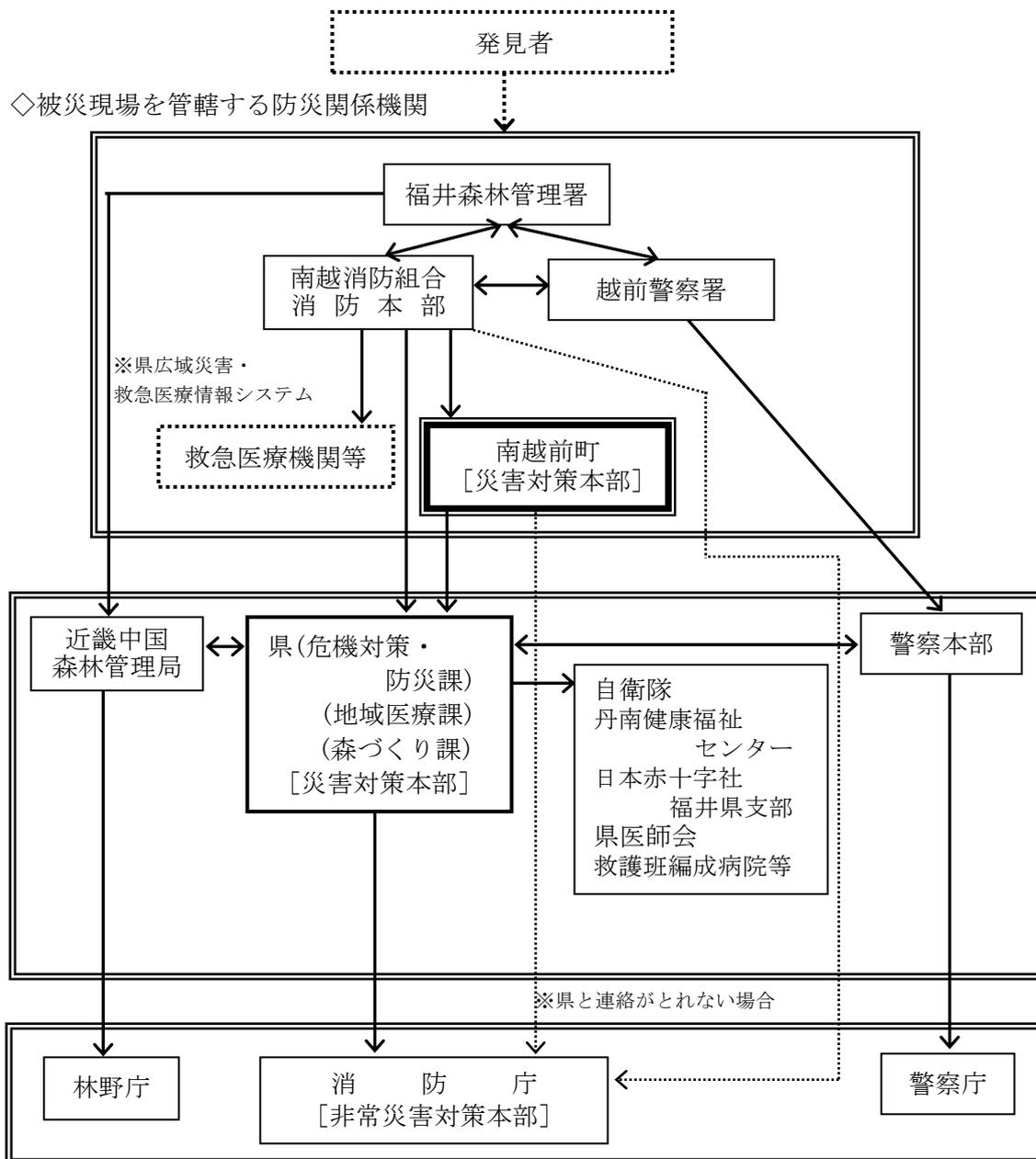
第4 町

町は火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を関係機関等と連携して収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。また必要に応じて付近住民等の避難誘導等を行い、被害の拡大防止に努める。

第5 情報の収集・連絡系統

林野火災が発生した場合の情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。

■情報収集・連絡系統図（林野火災）



(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告すること。

第2節 活動体制等の確立

第1 活動体制の確立

町は、町内及びその周辺で鉄道災害が発生した場合には、直ちに初動対策班が初動活動を行うとともに、状況に応じて事故対策本部等を設置し、県及び防災関係機関と連携して応急対策を推進するための体制を確立する。また、事故対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に速やかに報告する。

第2 防災関係機関相互の連絡調整体制の確立

町は、県をはじめ警察本部、関係市町、南越消防組合消防本部、その他防災関係機関と情報の共有及び活動の調整を図るとともに、県が防災関係機関相互の連絡調整体制を確保するために「事故災害対策連絡調整会議」を設置した場合は必要に応じて会議に参加する。

第3節 救援活動

南越消防組合消防本部、町及び県など林野火災防災関係機関は、林野火災発生による救助・救急、医療救護、消火等の救援活動を相互に連携して迅速かつ的確に実施する。

第1 緊急輸送活動及び交通の確保

(1) 緊急輸送活動

負傷者等の搬送、救護班の派遣、その他救援活動のための要員や物資・資機材の輸送等緊急輸送活動は、災害応急対策を実施する機関が各々行うものとする。実施機関において対応できない場合は、これらの機関からの要請に基づき、県が自衛隊への災害派遣要請等により車両その他の輸送力を確保するものとする。

(2) 緊急輸送のための交通の確保

公安委員会は、緊急輸送活動を迅速かつ的確に行うため、災害応急対策の実施機関の活動状況を踏まえながら、必要に応じて一般車両の通行の禁止又は制限の措置を講じるものとする。

第2 救助・救急活動

(1) 救助活動

県、町、越前警察署、及び南越消防組合消防本部は、大規模な救助活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施するものとする。

ア 南越消防組合消防本部

南越消防組合消防本部は、消防団も動員した救助活動を実施するとともに、必要に応じ「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプターの出動、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請するものとする。

イ 越前警察署（警察本部、公安委員会）

警察本部は、署部隊による救助活動を実施するとともに、必要に応じ、警察本

部に対して、ヘリコプター、その他本部部隊の出動を要請するものとし、警察本部は必要に応じて警察災害派遣隊の派遣等を要請するものとする。

また、円滑かつ的確な救助活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通(陸上)を確保するものとする。

ウ 県

県は、町又は南越消防組合消防本部から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合は、救助活動に関し次の措置を講じるものとする。

(ア) 防災ヘリコプターの出動

(イ) 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

(ウ) 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請

(エ) 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

(オ) 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

(カ) 消防組織法第43条に基づく市町長又は消防長に対する指示

(2) 救急活動

県、町、越前警察署、及び南越消防組合消防本部は、大規模な救急活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施するものとする。

ア 南越消防組合消防本部

南越消防組合消防本部は、消防団も動員した救急活動を実施するとともに、必要に応じ「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し、救護班の派遣、防災ヘリコプターの出動、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請するものとする。

なお、搬送に当たっては、適切なトリアージ(傷病者の重症度による分類)を行うものとする。また、搬送先医療機関の選定に当たっては、県広域災害・救急医療情報システムを的確に活用するとともに、救急活動を実施する他の防災関係機関に対してその情報を提供するものとする。

イ 越前警察署(公安委員会)

公安委員会は、円滑かつ的確な救急活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通(陸上)を確保するものとする。

ウ 県

県は、町又は南越消防組合消防本部から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合は、救急活動に関し次の措置を講じるものとする。

(ア) 救護班の派遣命令・要請

(イ) 県広域災害・救急医療情報システムの的確な運用

(ウ) 防災ヘリコプターの出動

(エ) 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

(オ) 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請

(カ) 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

(キ) 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

(ク) 消防組織法第43条に基づく市町長又は消防長に対する指示

第3 医療救護活動

県、町、越前警察署、日本赤十字社福井県支部及び(社)福井県医師会は、救護班の派遣等の医療救護活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施する。

(1) 実施体制

ア 町

町は、南越消防組合消防本部から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合、負傷者の手当て、医師の確保、救護所の設置、医薬品等の手配等必要な措置を講ずるものとする。また、町の医療活動で対処できない場合は、県等に協力を要請するものとする。

イ 県

(ア) 県は、町から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合、負傷者の手当て、医師等の確保、救護所の設置、医薬品等の手配等必要な措置を講ずるものとする。

(イ) 県健康福祉センター及び県立病院は、災害時医療に当たるものとする。

(ロ) 県健康福祉センターは、管轄地内の医療情報収集の拠点として、災害時の医療情報の集中管理を行うものとする。

(ハ) 県は、町から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合、日本赤十字社福井県支部、(社)福井県医師会、その他公的医療機関に対し協力を要請し、広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。

(ニ) 県は、県広域災害・救急医療情報システムを的確に運用するものとする。

(ホ) 県は、必要に応じ応援協定を締結している府県に応援を要請するものとする。

ウ 越前警察署（公安委員会）

公安委員会は、円滑かつ的確な医療救護活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通（陸上）を確保するものとする。

(2) 被災現場での医療救護活動

県は、救護班、県健康福祉センター等と連携して、被災現場に医療救護所を設置し、患者の応急処置及びトリアージ（傷病者の重症度による分類）を行い、必要がある場合には後方支援病院に対して傷病者の収容の要請を行うものとする。

また、救急病院等を医療救護所の拠点とするほか、災害拠点病院等を医療救護所の後方支援病院として、医療救護所からの重篤患者の受入れ、調整等を行うものとする。

県立病院は、医療救護所の後方支援病院の役割を果たすとともに、三次救急医療を担う救命救急センターとして広範囲熱傷や挫滅症候群等の特殊疾患患者の救命救急に当たるものとする。

なお、県は、患者、医療従事者、医療資機材等の搬送に当たっては、ヘリコプターの活用等迅速な対応を図るための措置を講じるものとする。

第4 消火活動

県、町、越前警察署及び南越消防組合消防本部は、相互に連携して消火活動を実施するものとする。

(1) 南越消防組合消防本部

南越消防組合消防本部は、消防団も動員した消火活動を実施するとともに、必要に応じ「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプターの出動、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請するものとする。

(2) 越前警察署(公安委員会)

公安委員会は、円滑かつ的確な消火活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通（陸上）を確保するものとする。

(3) 県

県は、町又は南越消防組合消防本部から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合は、消火活動に関し次の措置を講じるものとする。

ア 防災ヘリコプターの出動

イ 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

ウ 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請

エ 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

オ 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

カ 消防組織法第43条に基づく市町長又は消防長に対する指示

第5 二次災害の防止活動

県、町及び福井森林管理署は、林野火災により河川の流域が荒廃した地域の下流部では土石流等の二次災害が発生するおそれがあるため、降雨等による二次的な土砂災害等の危険箇所の点検等、二次災害の防止に努める。

危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制の整備を行うものとし、速やかに砂防設備、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行うものとする。

第4節 広報活動

町は、南越消防組合消防本部及び県等、林野火災防災関係機関と連携して、林野被害の状況、応急対策の実施状況、交通規制等について迅速に住民への周知を図るとともに、安否情報、医療機関の情報、応急対策の情報、交通規制の情報など被災者に役立つ情報を適切に提供する。

第1 被災者の家族等への情報の提供

町は、防災関係機関と連携し、被災者のニーズを充分把握し、林野火災の状況、安否情報、医療機関の情報、応急対策の状況、交通規制の情報などの被災者に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供するものとする。

第2 住民への情報の提供

町は、防災関係機関と連携し、住民に対し、林野火災の状況、安否情報などのニーズ

に応じた情報を積極的に提供するものとする。

第8部 海上災害対策

第1章 想定する海上災害

- (1) 災害事象
船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難
- (2) 災害の発生場所
本町及びその周辺沿岸水域
- (3) 被災者等
船舶の乗員、乗客等

第2章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務

第1 南越前町

- (1) 情報の収集・連絡体制の強化
- (2) 初動体制の充実
- (3) 海上災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- (4) 情報の収集・連絡
- (5) 活動体制等の確立
- (6) 医療救護活動の実施及び調整
- (7) 広報活動の実施
- (8) 被災した公共施設の復旧

第2 南越消防組合消防本部

- (1) 情報の収集・連絡体制の強化
- (2) 初動体制の充実
- (3) 県広域災害・救急医療情報システムの習熟
- (4) 海上災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- (5) 情報の収集・連絡、避難誘導等
- (6) 活動体制等の確立
- (7) 捜索活動の実施
- (8) 救助・救急活動の実施
- (9) 消火活動の実施
- (10) 広報活動の実施

第3 福井県

- (1) 情報の収集・連絡体制の強化
- (2) 初動体制の充実
- (3) ヘリコプター受援体制の充実強化
- (4) 県広域災害・救急医療情報システムの習熟
- (5) 海上災害を想定した総合的な防災訓練の実施
- (6) 情報の収集・連絡
- (7) 活動体制等の確立
- (8) 緊急輸送活動の支援及び調整
- (9) 捜索活動に係る応援要請等
- (10) 救助・救急活動に係る応援要請等
- (11) 医療救護活動の実施、応援要請等
- (12) 消火活動に係る応援要請等
- (13) 広報活動の実施
- (14) 被災した公共施設の復旧

第4 越前警察署

- (1) 情報の収集・連絡体制の強化
- (2) 初動体制の充実
- (3) 海上災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- (4) 情報の収集・連絡、避難誘導等
- (5) 活動体制等の確立
- (6) 緊急輸送のための交通の確保
- (7) 捜索活動の実施
- (8) 救助活動の実施
- (9) 広報活動の実施

第5 東京管区気象台（福井地方気象台）

- (1) 気象情報の充実

第6 敦賀海上保安部

- (1) 海上交通の安全のための情報の充実
- (2) 海上交通安全の確保
- (3) 海上防災思想の普及
- (4) 情報の収集・連絡体制の強化
- (5) 初動体制の充実
- (6) 海上災害を想定した総合的な防災訓練の実施
- (7) 情報の収集・連絡、避難誘導等
- (8) 活動体制等の確立
- (9) 緊急輸送のための交通の確保
- (10) 捜索活動の実施
- (11) 救助・救急活動の実施
- (12) 消火活動の実施
- (13) 二次災害の防止
- (14) 広報活動の実施

第7 自衛隊

- (1) 海上災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- (2) 部隊の災害派遣

第8 日本赤十字社（福井県支部）

- (1) 情報の収集・連絡体制の強化
- (2) 初動体制の充実
- (3) 県広域災害・救急医療情報システムの習熟
- (4) 海上災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- (5) 情報の収集・連絡
- (6) 活動体制等の確立

- (7) 救護班の派遣命令等
- (8) 広報活動の実施

第9 (社)福井県医師会

- (1) 情報の収集・連絡体制の強化
- (2) 初動体制の充実
- (3) 県広域災害・救急医療情報システムの習熟
- (4) 海上災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- (5) 情報の収集・連絡
- (6) 活動体制等の確立
- (7) 救護班の派遣要請等
- (8) 広報活動の実施

第3章 災害予防計画

第1節 情報の収集・連絡体制の強化

町は、海上災害が発生した場合に、被害の拡大を防止し、住民の安全を確保するために、緊急時の情報収集、関係防災機関との連絡体制を平常時から整備しておく。

また事故の情報が迅速に本町に伝達されるように、事故時の窓口を周知しておく。

第2節 初動体制の整備

町は、突発的な事故発生時に、初動体制が速やかに確立できるよう、職員の非常参集体制の整備を図る。また、非常参集体制を職員に周知するとともに、非常参集の訓練を実施する。

第4章 災害応急対策計画

第1節 情報の収集・連絡、避難誘導等

海上災害防災関係機関は、適切な災害応急対策を実施するため、大規模な海上事故の発生情報、被害情報等を迅速に把握し、共有する。

第1 発見者等

発見者等は、海上災害が発生した場合、速やかに敦賀海上保安部等防災関係機関にその旨を通報する。

第2 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、被害情報等の把握に努め、把握した情報を逐次町、消防本部、越前警察署、県及び第八管区海上保安本部に連絡するものとする。

第3 町、南越消防組合消防本部及び越前警察署

町、南越消防組合消防本部及び越前警察署は、相互に連携して被害情報等を収集し、収集した情報を逐次県及び警察本部並びに敦賀海上保安部に連絡するものとする。また、必要に応じて付近住民の避難誘導等を行い、被害の拡大防止を図るものとする。

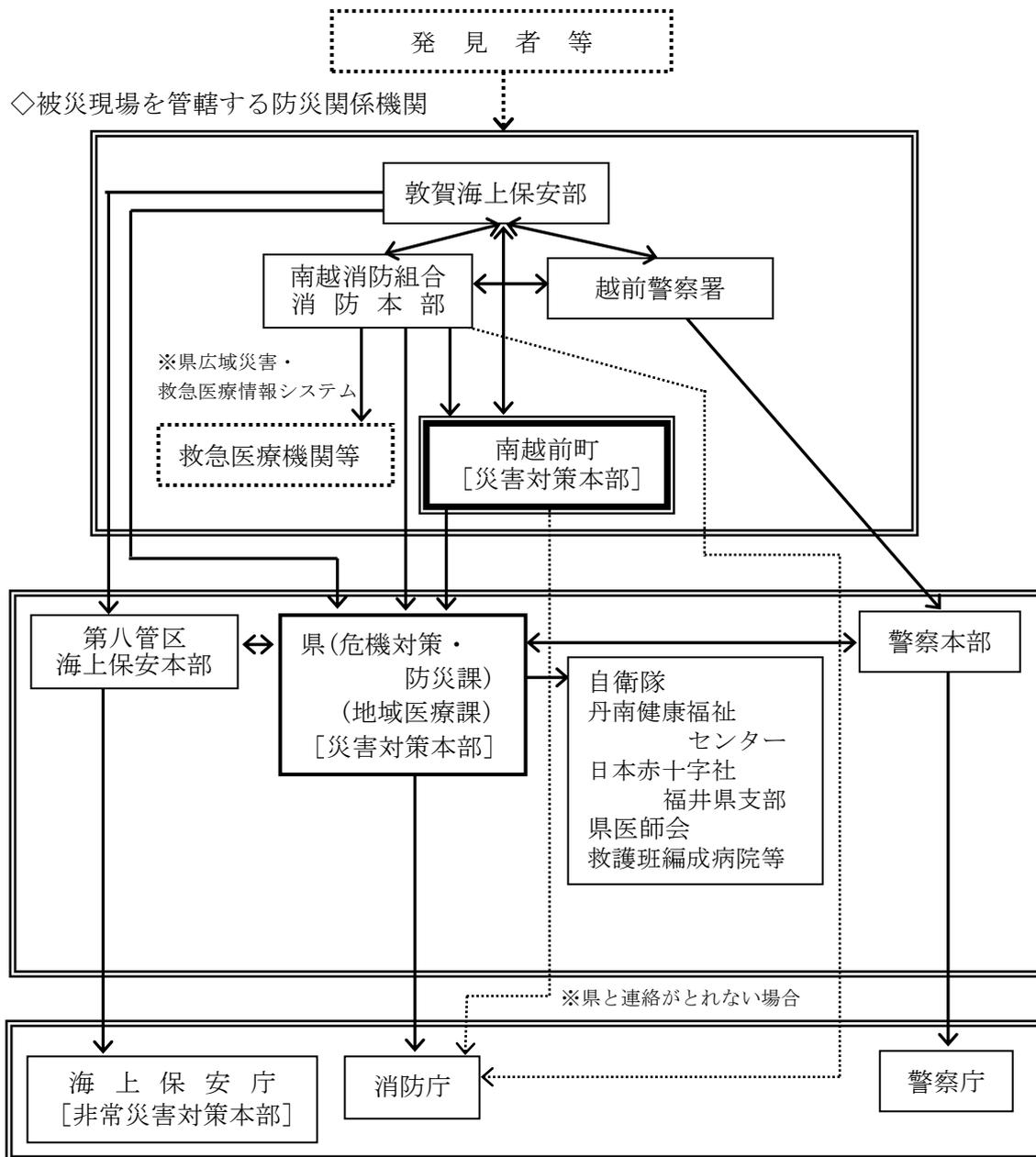
第4 県及び警察本部

県及び警察本部は、必要に応じて衛星車載局、防災ヘリコプター等を出動させ、自ら情報を収集し、把握した情報を敦賀海上保安部等に連絡するものとする。その際には、画像情報の積極的な活用を図るものとする。

第5 情報の収集・連絡系統

海上災害が発生した場合の情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。

■情報収集・連絡系統図（海上災害）



(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告すること。

第2節 活動体制の確立

第1 活動体制の確立

町は、町内及びその周辺で海上災害が発生した場合には、直ちに初動対策班が初動活動を行うとともに、状況に応じて事故対策本部等を設置し、県及び防災関係機関と連携して応急対策を推進するための体制を確立する。また、事故対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に速やかに報告する。

第2 防災関係機関相互の連絡調整体制の確立

町は、県をはじめ警察本部、関係市町、南越消防組合消防本部、その他防災関係機関と情報の共有及び活動の調整を図るとともに、県が防災関係機関相互の連絡調整体制を確保するために「事故災害対策連絡調整会議」を設置した場合は必要に応じて会議に参加する。

第3節 救援活動

海上災害防災関係機関は、海上災害発生による捜索、救助・救急、医療救護、消火等の救援活動を相互に連携して迅速かつ的確に実施する。

第1 緊急輸送活動及び交通の確保

(1) 緊急輸送活動

負傷者等の搬送、救護班の派遣、その他救援活動のための要員や物資・資機材の輸送等緊急輸送活動は、災害応急対策を実施する機関が各々行うものとする。実施機関において対応できない場合は、これらの機関からの要請に基づき、県が自衛隊への災害派遣要請等により車両その他の輸送力を確保するものとする。

(2) 緊急輸送のための交通の確保

敦賀海上保安部は、緊急輸送活動を迅速かつ的確に行うため、必要に応じて船舶交通の禁止又は制限の措置を講ずるものとする。

また、公安委員会は、道路において交通を確保する必要がある場合、一般車両の通行の禁止又は制限の措置を講じるものとする。

第2 捜索活動

県、町、越前警察署、南越消防組合消防本部及び敦賀海上保安部は、大規模な救助活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施するものとする。

(1) 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、巡視船艇、航空機等を出動させ捜索活動を実施するとともに、必要に応じて付近の航行船舶についてもできる限り協力を求めるものとする。

また、円滑かつ的確な捜索活動のため、必要に応じて、緊急輸送のための交通（海上）を確保するものとする。

(2) 南越消防組合消防本部

南越消防組合消防本部は、消防団も動員し、沿岸部の捜索活動を実施するとともに、

必要に応じ「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し防災ヘリコプターの出動、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請するものとする。

(3) 越前警察署（警察本部、公安委員会）

警察本部は、署部隊による救助活動を実施するとともに、必要に応じ、警察本部に対して、ヘリコプター、警備艇、その他本部部隊の出動を要請するものとし、警察本部は必要に応じて警察災害派遣隊の派遣等を要請するものとする。

また、円滑かつ的確な捜索活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通（陸上）を確保するものとする。

(4) 県

県は、町又は南越消防組合消防本部から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合は、捜索活動に関し次の措置を講じるものとする。

ア 防災ヘリコプターの出動

イ 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

ウ 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請

エ 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

オ 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

カ 消防組織法第43条に基づく市町長又は消防長に対する指示

第3 救助・救急活動

(1) 救助活動

県、町、越前警察署、南越消防組合消防本部及び敦賀海上保安部は、大規模な救助活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施するものとする。

ア 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、巡視船艇、航空機等を出動させ救助活動を実施するとともに、必要に応じて付近航行船舶についてもできる限り協力を求めるものとする。

また、円滑かつ的確な救急活動のため、必要に応じて、緊急輸送のための交通（海上）を確保するものとする。

イ 南越消防組合消防本部

南越消防組合消防本部は、消防団も動員した救助活動を実施するとともに、必要に応じ「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプターの出動、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請するものとする。

ウ 越前警察署（警察本部、公安委員会）

警察本部は、署部隊による救助活動を実施するとともに、必要に応じ、警察本部に対して、ヘリコプター、警備艇、その他本部部隊の出動を要請するものとし、警察本部は必要に応じて警察災害派遣隊の派遣等を要請するものとする。

また、円滑かつ的確な救助活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通（陸上）を確保するものとする。

エ 県

県は、町又は南越消防組合消防本部から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合は、救助活動に関し次の措置を講じるものとする。

(ア) 防災ヘリコプターの出動

(イ) 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

(ロ) 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請

(エ) 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

(オ) 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

(カ) 消防組織法第43条に基づく市町長又は消防長に対する指示

(2) 救急活動

県、町、越前警察署、関係消防本部及び敦賀海上保安部は、大規模な救急活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施するものとする。

ア 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、巡視船艇、航空機等を出動させ救急活動を実施するとともに、必要に応じて付近航行船舶についてもできる限り協力を求めるものとする。

また、円滑かつ的確な救急活動のため、必要に応じて、緊急輸送のための交通（海上）を確保するものとする。

イ 南越消防組合消防本部

南越消防組合消防本部は、消防団も動員した救急活動を実施するとともに、必要に応じて「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し、救護班の派遣、防災ヘリコプターの出動、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請するものとする。

なお、搬送に当たっては、適切なトリアージ（傷病者の重症度による分類）を行うものとする。また、搬送先医療機関の選定に当たっては、県広域災害・救急医療情報システムを的確に活用するとともに、救急活動を実施する他の防災関係機関に対してその情報を提供するものとする。

ウ 越前警察署（公安委員会）

公安委員会は、円滑かつ的確な救急活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通（陸上）を確保するものとする。

エ 県

県は、町又は南越消防組合消防本部から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合は、救急活動に関し次の措置を講じるものとする。

(ア) 救護班の派遣命令・要請

(イ) 県広域災害・救急医療情報システムの的確な運用

(ロ) 防災ヘリコプターの出動

(エ) 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

(オ) 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請

(カ) 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

- (キ) 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請
- (ク) 消防組織法第43条に基づく市町長又は消防長に対する指示

第4 医療救護活動

県、町、越前警察署、南越消防組合消防本部、敦賀海上保安部、日本赤十字社福井県支部及び(社)福井県医師会は、救護班の派遣等の医療救護活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施する。

(1) 実施体制

ア 町

町は、南越消防組合消防本部から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合、負傷者の手当て、医師の確保、救護所の設置、医薬品等の手配等必要な措置を講ずるものとする。また、町の医療活動で対処できない場合は、県等に協力を要請するものとする。

イ 県

(ア) 県は、町から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合、負傷者の手当て、医師等の確保、救護所の設置、医薬品等の手配等必要な措置を講ずるものとする。

(イ) 県健康福祉センター及び県立病院は、災害時医療に当たるものとする。

(ロ) 県健康福祉センターは、管轄地内の医療情報収集の拠点として、災害時の医療情報の集中管理を行うものとする。

(ハ) 県は、町から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合、日本赤十字社福井県支部、(社)福井県医師会、その他公的医療機関に対し協力を要請し、広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。

(ニ) 県は、県広域災害・救急医療情報システムを的確に運用するものとする。

(ホ) 県は、必要に応じ応援協定を締結している府県に応援を要請するものとする。

ウ 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、円滑かつ的確な医療救護活動のため、必要に応じて、緊急輸送のための交通(海上)を確保するものとする。

エ 越前警察署(公安委員会)

公安委員会は、円滑かつ的確な医療救護活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通(陸上)を確保するものとする。

(2) 被災現場での医療救護活動

県は、救護班、県健康福祉センター等と連携して、被災現場に医療救護所を設置し、患者の応急処置及びトリアージ(傷病者の重症度による分類)を行い、必要がある場合には後方支援病院に対して傷病者の収容の要請を行うものとする。

また、救急病院等を医療救護所の拠点とするほか、災害拠点病院等を医療救護所の後方支援病院として、医療救護所からの重篤患者の受入れ、調整等を行うものとする。

県立病院は、医療救護所の後方支援病院の役割を果たすとともに、三次救急医療を担う救命救急センターとして広範囲熱傷や挫滅症候群等の特殊疾患患者の救命救急に当たるものとする。

なお、県は、患者、医療従事者、医療資機材等の搬送に当たっては、ヘリコプター

の活用等迅速な対応を図るための措置を講じるものとする。

第5 消火活動

県、町、越前警察署、南越消防組合消防本部及び敦賀海上保安部は、大規模な消火活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施するものとする。

(1) 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、巡視船艇、航空機等を出動させ消火活動を実施し、必要な場合は、防災関係機関の応援を求めるものとする。

また、円滑かつ的確な消火活動のため、必要に応じて、緊急輸送のための交通(海上)を確保するものとする。

(2) 南越消防組合消防本部

南越消防組合消防本部は、消防団を動員し、沿岸部での消火活動を実施するとともに、必要に応じ「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプターの出動、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請するものとする。

(3) 越前警察署(公安委員会)

公安委員会は、円滑かつ的確な消火活動のため、緊急の必要があると認めるときは交通規制を行い、緊急輸送のための交通(陸上)を確保するものとする。

(4) 県

県は、町及び南越消防組合消防本部から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合は、消火活動に関し次の措置を講じるものとする。

ア 防災ヘリコプターの出動

イ 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

ウ 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請

エ 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

オ 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

カ 消防組織法第43条に基づく市町長又は消防長に対する指示

第6 二次災害の防止活動

敦賀海上保安部は、海上災害により船舶交通に危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、速やかに航行警報等必要な措置を講ずるとともに、必要に応じて船舶交通の整理又は指導を行うものとする。また、災害の原因者である船舶の所有者に対し、船舶の除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告するものとする。

第4節 広報活動

災害の原因者である船舶の所有者等及び海上災害防災関係機関は、被害の状況、応急対策の実施状況等を迅速かつ的確に住民に周知するとともに、安否情報、医療機関の情報、応急対策の情報、交通規制の情報など被災者の家族等に役立つ情報を適切に提供する。

第1 被災者の家族等への情報の提供

町は、防災関係機関と連携し、被災者のニーズを充分把握し、海上災害の状況、安否情報、医療機関の情報、応急対策の状況、交通規制の情報などの被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供するものとする。

第2 住民への情報の提供

町は、防災関係機関と連携し、住民に対し、海上災害の状況、安否情報などのニーズに応じた情報を積極的に提供するものとする。

